

身体障害者福祉法関係（平成15年4月1日施行分）

法 律	施 行 令	施 行 規 則
<p>目次</p> <p>第1章 （略）</p> <p>第2章 更生援護</p> <p>    第1節 総則（第13条 - 第17条の3）</p> <p>    第2節 居宅生活支援費及び施設訓練等支援費</p> <p>        第1款 支援費等の支給（第17条の4 - 第17条の16）</p> <p>        第2款 指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等（第17条の17 - 第17条の31）</p> <p>    第3節 国立施設への入所（第17条の32）</p> <p>    第4節 居宅介護、施設入所等の措置（第18条 - 第18条の4）</p> <p>    第5節 更生医療、補装具等（第19条 - 第21条の3）</p> <p>    第6節 社会参加の促進等（第21条の4 - 第25条の2）</p> <p>第3章・第4章 （略）</p> <p>第5章 雑則（第39条 - 第48条の2）</p> <p>附則 （略）</p> <p>（居宅事業）</p> <p>第4条の2 この法律において、「身体障害者居宅支援」とは、身体障害者居宅介護、身体障害者デイサービス及び身体障害者短期入所をいう。</p>		<p>（法第4条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める便宜）</p>

2 この法律において、「身体障害者居宅介護」とは、身体障害者につき、居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与することをいう。

3 この法律において、「身体障害者デイサービス」とは、身体障害者又はその介護を行う者につき、身体障害者福祉センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、手芸、工作その他の創作的活動、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

4 この法律において、「身体障害者短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、身体障害者療護施設その他の厚生労働省令で定める施設（以下この項において「身体障害者療護施設等」という。）への短期間の入所を必要とする身体障害者につき、身体障害者療護施設等に短期間の入所をさせ、必要な保護を行うことをいう。

5 （略）

6 この法律において、「身体

第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第4条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助とする。

（法第4条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第1条の2 法第4条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める施設は、身体障害者福祉センターその他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

（法第4条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第1条の3 法第4条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等とする。

（法第4条の2第4項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第1条の4 法第4条の2第4項に規定する厚生労働省令で定める施設は、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、特定身体障害者授産施設（法第5条第5項に規定する特定身体障害者授産施設をいう。）その他法第4条の2第4項の規定に基づく短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設とする。

障害者居宅介護等事業」とは、身体障害者居宅介護に係る第17条の4第1項の居宅生活支援費の支給若しくは第17条の6第1項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第18条第1項の措置に係る者につき、身体障害者居宅介護を提供する事業をいう。

7 この法律において、「身体障害者デイサービス事業」とは、身体障害者デイサービスに係る第17条の4第1項の居宅生活支援費の支給若しくは第17条の6第1項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第18条第1項の措置に係る者につき、身体障害者デイサービスを提供する事業をいう。

8 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、身体障害者短期入所に係る第17条の4第1項の居宅生活支援費の支給若しくは第17条の6第1項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第18条第1項の措置に係る者につき、身体障害者短期入所を提供する事業をいう。

9 この法律において、「身体障害者相談支援事業」とは、地域の身体障害者の福祉に関する各般の問題につき、主として居宅において日常生活を営む身体障害者又はその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、第9条第4項の規定による情報の提供並びに相談及び指導を行い、併せてこれらの者と市町村、身体障害者居宅生活支援事業を行う者、身体障害者更生援護施設

(法第4条の2第9項に規定する厚生労働省令で定める援助)  
第1条の5 法第4条の2第9項に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による主として居宅において日常生活を営む身体障害者(以下この条において「身体障害者」という。)又は身体障害者の介護を行う者(以下この条において「介護者」という。)に係る状況の把握、同項に規定する情報の提供及び助言並びに相談及び指導、身体障害者又は介護者と市町村、身体障害者居宅生活支援事業を

、医療機関等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行う事業をいう。

10・11 (略)

(施設等)

第5条 (略)

2 この法律において、「身体障害者施設支援」とは、身体障害者更生施設支援、身体障害者療護施設支援及び身体障害者授産施設支援をいう。

3 この法律において、「身体障害者更生施設支援」とは、身体障害者更生施設に入所する身体障害者に対して行われる治療又は指導及びその更生に必要な訓練をいう。

4 この法律において、「身体障害者療護施設支援」とは、身体障害者療護施設に入所する身体障害者に対して行われる治療及び養護をいう。

5 この法律において、「身体障害者授産施設支援」とは、特定身体障害者授産施設(身

(特定身体障害者授産施設)

第1条 身体障害者福祉法(以下「法」という。)第5条第5項に規定する政令で定める

行う者、身体障害者更生援護施設、医療機関等との連絡及び調整その他の身体障害者又は介護者に必要な援助とする。

(法第4条の2第10項に規定する厚生労働省令で定める訓練)

第1条の6 法第4条の2第10項に規定する厚生労働省令で定める訓練は、点字、手話、歩行及び発声の訓練、残存視力を活用する訓練、人工肛門又は人工膀胱を使用している者に対する社会適応訓練、家事の訓練並びに福祉用具及び情報機器を使用する訓練等とする。

(法第4条の2第11項に規定する厚生労働省令で定める方法)

第1条の7 法第4条の2第11項に規定する厚生労働省令で定める方法は、要約筆記等とする。

身体障害者授産施設のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。)に入所する身体障害者に対して行われる必要な訓練及び職業の提供をいう。

6 (略)

(援護の実施者)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第17条の10第1項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて又は第18条第3項の規定により入所措置が採られて身体障害者療護施設に入所している身体障害者及び生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により入所している身体障害者(以下この項において「特定施設入所身体障害者」と総称する。)については、その者が身体障害者療護施設又は同項ただし書に規定する施設(以下この項において「特定施設」という。)への入所前に居住地(継続して2以上の特定施設に入所している特定施設入所身体障害者(以下この項において「継続入所身体障害者」という。)については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地)を有した者であるときは、その居住地の市町村が、その者が入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるその者の所在地(継続入所身体障害者については、最初に入所した特定施設の入所前に有した所在地)の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。

3 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行

身体障害者授産施設は、身体障害者授産施設(通所のみにより利用される施設であつて、常時利用する者が20人未満であるものを除く。)とする。

わなければならない。

一 (略)

二 身体障害者の福祉に関し、必要な情報提供を行うこと。

三 (略)

4 市町村は、前項第2号の規定による情報の提供並びに同項第3号の規定による相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む身体障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを身体障害者相談支援事業を行う当該市町村以外の者に委託することができる。

5 その設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)に身体障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「身体障害者福祉司」という。)を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、第3項第3号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの(次条第2項及び第3項において「専門的相談指導」という。)については、身体障害者の更生援護に関する相談所(以下「身体障害者更生相談所」という。)の技術的援助及び助言を求めなければならない。

6 市町村長は、第3項第3号に掲げる業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

7 (略)

(判定書の交付)

第2条 身体障害者更生相談所(法第9条第5項に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下同じ。)の長は、当該身体障害者更生相談所が法第10条第1項第2号八及び二に掲げる業務を行つた場合において、当該身体障害者、市町村の設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)の長又は町村長(福祉事務所を設置する町村の長を除く。以下同じ。)から求めがあつたときは、判定書を交付しなければならない。

(判定書の交付)

第1条の8 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号。以下「令」という。)第2条に規定する判定書(更生医療及び補装具に係るものに限る。)の様式は、別表第1号のとおりとする。

( 医師の指定等 )

第3条 ( 略 )

2・3 ( 略 )

( 身体障害者手帳の申請 )

第4条 ( 略 )

( 障害の認定 )

第5条 ( 略 )

2・3 ( 略 )

( 更生相談所 )

第11条 ( 略 )

2 身体障害者更生相談所は、身体障害者の福祉に関し、主として第10条第1項第1号に掲げる業務(第17条の3第1項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は第18条第3項の措置に係るものに限る。)及び第10条第1項第2号口から二までに掲げる業務を行うものとする。

3・4 ( 略 )

( 身体障害者福祉司 )

第11条の2 ( 略 )

2・3 ( 略 )

4 市町村の身体障害者福祉司は、当該市町村の福祉事務所の長の命を受けて、身体障害者の福祉に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

一 ( 略 )

二 第9条第3項第3号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

5 ( 略 )

## 第2章 更生援護

### 第1節 総則

( 指導啓発 )

第13条 ( 略 )

( 調査 )

第14条 厚生労働大臣は、身体に障害のある者の状況につい

て、自ら調査を実施し、又は都道府県知事その他関係行政機関から調査報告を求め、その研究調査の結果に基づいて身体に障害のある者に対し十分な福祉サービスの提供が行われる体制が整備されるように努めなければならない。

(支援体制の整備等)

第14条の2 市町村は、この章に規定する更生援護その他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、身体障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 市町村は、前項の体制の整備及びこの章に規定する更生援護の実施に当たっては、身体障害者が引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

(診査を受けるべき旨の通知)

第6条 都道府県知事は、法第15条第4項の規定により身体障害者手帳を交付する場合において、厚生労働省令で定める基準に従い必要があると認められるときは、身体障害者手帳の交付とともに、理由を付して、その指定する期日に法第17条の2第1項の規定による診査又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条第1項の規定による診査を受けるべき旨を申請者に対し文書をも

(診査を受けるべき旨の通知)

第3条 令第6条第1項の規定による通知は、法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

一～四 (略)

(身体障害者手帳の返還)

第16条 (略)

2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳の交付を受けた者に対し身体障害者手帳の返還を命ずることができる。

一 (略)

二 身体障害者手帳の交付を受けた者が正当な理由がなく、第17条の2第1項の規定による診査又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を拒み、又は忌避したとき。

三 (略)

3 (略)

4 市町村長は、身体障害者につき、第2項各号に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(診査及び更生相談)

第17条の2 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を採らなければならない。

つて通知しなければならない。この条の規定により法第17条の2第1項の規定による診査又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を受けた場合も同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定により法第17条の2第1項の規定による診査を受けるべき旨を通知したときは当該申請者の居住地の市町村長に、児童福祉法第19条第1項の規定による診査を受けるべき旨を通知したときは当該申請者の居住地を管轄する保健所長に、その旨を通知しなければならない。

(市町村長の通知)

第7条 法第17条の2第1項の規定による診査を行つた市町村長又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を行つた保健所長は、当該診査により

- 一 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。
- 二 公共職業能力開発施設を行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）又は就職あつせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。

三 前2号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。

2 医療保健施設又は公共職業安定所は、前項第1号又は第2号の規定により市町村から身体障害者の紹介があつたときは、その更生のために協力しなければならない。

身体障害者手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、その旨を当該身体障害者手帳の交付を受けた者の居住地の都道府県知事に通知しなければならない。

（身体障害者手帳の交付の経由等）

第8条 （略）

2 （略）

（身体障害者手帳交付台帳）

第9条 （略）

2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（法第17条の10第1項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて又は法第18条第3項の規定により入所措置が採られて身体障害者療護施設に入所したとき及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、30日以内に、身体障害者手帳を添えて、その居住

（保健所長への通知）

第4条 令第8条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 （略）

（身体障害者手帳交付台帳の記載事項）

第6条 令第9条第1項の規定により身体障害者手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

1～5 （略）

地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 (略)

4 身体障害者手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したとき(法第17条の10第1項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて又は法第18条第3項の規定により入所措置が採られて身体障害者療護施設に入所したとき及び生活保護法第30条第1項ただし書の規定により入所したときを除く。)は、30日以内に、身体障害者手帳を添えて、新居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該新居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5~7 (略)

(身体障害者手帳の再交付)

第10条 (略)

2 前項の申請(身体障害者手帳を破り、汚し、又は失った者からの申請を除く。)については、第4条の規定を準用する。

3 都道府県知事は、第7条の規定による通知により身体障害者手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めるときは、先に交付

(身体障害者手帳の再交付)

第7条 (略)

2 前項に規定する者は、令第10条第1項の規定により身体障害者手帳の再交付を受けたときは、先に交付を受けた身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。

した身体障害者手帳と引換えに、その者に対し新たな身体障害者手帳を交付することができる。

(保健所長への通知)

第11条 市町村の設置する福祉事務所の長又は町村長は、第9条の規定により居住地若しくは氏名を変更し、又は第10条第1項若しくは第3項の規定により新たに身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者につき、その居住地を管轄する保健所長に、速やかにその旨を通知しなければならない。

(身体障害者手帳の返還等)

第12条 (略)

2 (略)

(利用の調整等)

第17条の3 市町村は、身体障害者から求めがあつたときは、身体障害者居宅生活支援事業その他の事業又は身体障害者更生援護施設の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、身体障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者又は身体障害者更生援護施設の設置者に対し、当該身体障害者の利用の要請を行うものとする。

2 身体障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者及び身体障害者更生援護施設の設置者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第2節 居宅生活支援費  
及び施設訓練等  
支援費

第1款 支援費等の支  
給

( 居宅生活支援費の支給 )

第17条の4 市町村は、次条第5項に規定する居宅支給決定身体障害者が、同条第3項の規定により定められた同項第1号の期間(以下「居宅支給決定期間」という。)内において、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅支援事業者」という。)に身体障害者居宅支援の利用の申込みを行い、当該指定居宅支援事業者から当該指定に係る身体障害者居宅支援(以下「指定居宅支援」という。)を受けたときは、当該居宅支給決定身体障害者に対し、当該指定居宅支援(同項の規定により定められた同項第2号に規定する量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用(身体障害者サービスに要した費用における日常生活又は創作的活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び身体障害者短期入所に要した費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定費用」という。))を除く。)について、居宅生活支援費を支給する。

2 居宅生活支援費の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 身体障害者居宅支援の種類ごとに指定居宅支援に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定

( 特定費用 )

第9条 法第17条の4第1項に規定する身体障害者サービスに係る厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 入浴に係る光熱水費

二 食材料費

三 創作的活動に係る材料費

四 その他身体障害者サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 法第17条の4第1項に規定する身体障害者短期入所に係る厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 食材料費

二 日用品費

三 その他身体障害者短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

した額（その額が現に当該指定居宅支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定居宅支援に要した費用の額）

二 身体障害者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

（居宅生活支援費の受給の手続）

第17条の5 身体障害者は、前条第1項の規定により居宅生活支援費の支給を受けようとするときは、身体障害者居宅支援の種類ごとに、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

（居宅生活支援費の支給の申請）

第9条の2 法第17条の5第1項の規定により居宅生活支援費の支給の申請をしようとする身体障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 居宅生活支援費の受給の状況
- 三 施設訓練等支援費の受給の状況
- 四 現に介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る居宅サービス（同法第7条第5項に規定する居宅サービスのうち、同条第6項に規定する訪問介護、同条第11項に規定する通所介護及び同条第13項に規定する短期入所生活介護をいう。第9条の12において同じ。）を利用している場合には、その利用の状況
- 五 当該申請に係る身体障害者居宅支援の具体的内容
- 六 扶養義務者の氏名、住所

2 市町村は、前項の申請が行われたときは、当該申請を行つた身体障害者の障害の種類及び程度、当該身体障害者の介護を行う者の状況、当該身体障害者の居宅生活支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、居宅生活支援費の支給の要否を決定するものとする。

及び申請者との続柄

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第17条の4第2項第2号に掲げる額（以下「居宅利用者負担額」という。）の算定のために必要な事項に関する書類

二 現に居宅支給決定（法第17条の5第3項に規定する居宅支給決定をいう。以下同じ。）を受けている場合には、当該居宅受給者証（同条第5項に規定する居宅受給者証をいう。以下同じ。）

3 市町村は、前2項に規定するもののほか、次条第1号に掲げる事項を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

（法第17条の5第2項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第9条の3 法第17条の5第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 居宅生活支援費の支給の申請を行つた身体障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況

二 当該身体障害者の介護を行う者の状況

三 当該身体障害者の居宅生活支援費の受給の状況

四 当該身体障害者の施設訓練等支援費の受給の状況

五 当該身体障害者の身体障害者居宅支援及び身体障害者施設支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

六 当該身体障害者の身体障

3 前項の規定による支給の決定（以下「居宅支給決定」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 居宅生活支援費を支給する期間
- 二 身体障害者居宅支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において居宅生活支援費（次条第1項に規定する特例居宅生活支援費を含む。）を支給する指定居宅支援（同項に規定する基準該当居宅支援を含む。）の量（次条第1項及び第17条の7において「支給量」という。）

4 前項第1号の期間は、身体障害者居宅支援の種類ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。

害者居宅支援の利用に関する意向の具体的内容

七 当該身体障害者の置かれている環境

八 当該申請に係る身体障害者居宅支援の提供体制の整備の状況

（居宅利用者負担額の通知）

第9条の4 市町村は、居宅支給決定を行ったときは、居宅利用者負担額を、居宅支給決定身体障害者（法第17条の5第5項に規定する居宅支給決定身体障害者をいう。以下同じ。）及びその扶養義務者に通知しなければならない。

（法第17条の5第3項第2号に規定する厚生労働省令で定める期間）

第9条の5 法第17条の5第3項第2号に規定する厚生労働省令で定める期間は、1月間とする。

（法第17条の5第4項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第9条の6 法第17条の5第4項に規定する厚生労働省令で定める期間は、居宅支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と1年間を合算して得た期間とする。

5 市町村は、居宅支給決定をしたときは、当該居宅支給決定を受けた身体障害者（以下「居宅支給決定身体障害者」という。）に対し、厚生労働省令の定めるところにより、第3項各号に掲げる事項を記載した受給者証（以下「居宅受給者証」という。）を交付しなければならない。

6 前項に定めるもののほか、居宅受給者証に関し必要な事項は、政令で定める。

7 指定居宅支援を受けようとする居宅支給決定身体障害者は、厚生労働省令の定めると

（居宅支給決定身体障害者の居住地の変更の届出等）

第13条 居宅受給者証（法第17条の5第5項に規定する居宅受給者証をいう。以下同じ。）の交付を受けた居宅支給決定身体障害者（同項に規定する居宅支給決定身体障害者をいう。第3項及び次条において同じ。）は、居宅支給決定期間（法第17条の4第1項に規定する居宅支給決定期間をいう。第3項及び次条において同じ。）内において、氏名を変更したとき、又は同一の市町村の区域内において居住地を移したときは、14日以内に、居宅受給者証を添えて、市町村にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、その市町村は、その居宅受給者証にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

3 居宅受給者証の交付を受けた居宅支給決定身体障害者は、居宅支給決定期間内において、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、居宅受給者証を添えて、旧居住地の市町村にその旨を届け出なければならない。

2 居宅支給決定を行つた日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、1年間を法第17条の5第4項に規定する厚生労働省令で定める期間とする。

ころにより、指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示して当該指定居宅支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

8 居宅支給決定身体障害者が指定居宅支援事業者から指定居宅支援を受けたとき（当該居宅支給決定身体障害者が当該指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示したときに限る。）は、市町村は、当該居宅支給決定身体障害者が当該指定居宅支援事業者に支払うべき当該指定居宅支援に要した費用（特定費用を除く。）について、居宅生活支援費として当該居宅支給決定身体障害者に支給すべき額の限度において、当該居宅支給決定身体障害者に代わり、当該指定居宅支援事業者に支払うことができる。

9 前項の規定による支払があつたときは、居宅支給決定身体障害者に対し居宅生活支援費の支給があつたものとみなす。

10 市町村は、指定居宅支援事業者から居宅生活支援費の請求があつたときは、前条第2項各号の市町村長が定める基準及び第17条の19第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準（指定居宅支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

（居宅受給者証の交付）

第9条の7 市町村は、法第17条の5第3項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載

( 居宅受給者証の再交付 )

第14条 市町村は、居宅受給者証を破り、汚し、又は失った居宅支給決定身体障害者から、居宅支給決定期間内において、居宅受給者証の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、居宅受給者証を交付しなければならない。

して居宅受給者証を交付するものとする。

- 一 居宅支給決定身体障害者の氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 扶養義務者の氏名及び住所
- 三 交付の年月日及び居宅受給者証番号
- 四 居宅利用者負担額
- 五 その他市町村が必要と認める事項

( 居宅受給者証の再交付 )

第9条の8 令第14条の規定により居宅受給者証の再交付の申請をしようとする居宅支給決定身体障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 再交付申請の理由

2 居宅受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その居宅受給者証を添えなければならない。

3 居宅受給者証の再交付を受けた後、失った居宅受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

( 居宅受給者証の提示 )

第9条の9 居宅支給決定身体障害者は、指定居宅支援（法第17条の4第1項に規定する指定居宅支援をいう。第11条の4第3項において同じ。）を受けるに当たっては、その都度、指定居宅支援事業者（法第17条の4第1項に規定する指定居宅支援事業者をいう。以下同じ。）に対して居宅受給者証を提示しなければならない

11 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を社会福祉法第110条に規定する都道府県社会福祉協議会その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

( 特例居宅生活支援費の支給 )

第17条の6 市町村は、居宅支給決定身体障害者が、居宅支給決定期間内において、指定居宅支援以外の身体障害者居宅支援（指定居宅支援の事業に係る第17条の19第1項に規定する厚生労働省令で定める基準及び同条第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当居宅支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、当該基準該当居宅支援（支給量の範囲内のものに限る。）に要し

。  
( 法第17条の5第11項に規定する厚生労働省令で定める法人 )

第9条の10 法第17条の5第11項に規定する厚生労働省令で定める法人は、営利を目的としない法人であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

一 当該法人が法第17条の5第10項の規定による支払に関する事務（次号において「受託事務」という。）を実施するに足る人員及び財政的基礎を有するものであること。

二 当該法人が受託事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて受託事務が不公正になるおそれがないものであること。

た費用（特定費用を除く。）  
について、特例居宅生活支援  
費を支給することができる。

- 2 第17条の4第2項の規定は、  
特例居宅生活支援費について  
準用する。

（支給量の変更）

第17条の7 居宅支給決定身体  
障害者は、支給量を変更する  
必要があると認めるときは、  
厚生労働省令の定めるところ  
により、市町村に対し、当該  
支給量の変更の申請をすること  
ができる。

（特例居宅生活支援費の支給の  
申請）

第9条の11 特例居宅生活支援  
費の支給を受けようとする居  
宅支給決定身体障害者は、次  
に掲げる事項を記載した申請  
書を、市町村に提出しなければ  
ならない。

- 一 氏名、性別、居住地、生  
年月日及び居宅受給者証番  
号
- 二 法第17条の6第2項におい  
て準用する法第17条の4第2  
項に規定する特例居宅生活  
支援費の額

2 前項の申請書には、同項第  
2号に掲げる額を明らかにす  
ることができる書類を添付し  
なければならない。

（支給量の変更の申請）

第9条の12 法第17条の7第1項  
の規定により支給量（法第17  
条の5第3項第2号に規定する  
支給量をいう。以下同じ。）  
の変更の申請をしようとする  
居宅支給決定身体障害者は、  
次に掲げる事項を記載した申  
請書を、市町村に提出しなけ  
ればならない。

- 一 氏名、性別、居住地、生  
年月日及び居宅受給者証番  
号
- 二 居宅生活支援費の受給の  
状況
- 三 施設訓練等支援費の受給  
の状況
- 四 現に介護保険法の規定に  
よる保険給付に係る居宅サ  
ービスを利用している場合

2 市町村は、前項の申請又は職権により、第17条の5第2項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、居宅支給決定身体障害者につき、必要があると認めるときは、支給量の変更の決定をすることができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る居宅支給決定身体障害者に対し居宅受給者証の提出を求めるものとする。

3 市町村は、前項の決定を行った場合には、居宅受給者証に当該決定に係る支給量を記載し、これを返還するものとする。

(居宅支給決定の取消し)

第17条の8 居宅支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該居宅支給決定を取り消さなければならない。

- 一 居宅支給決定身体障害者が、指定居宅支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。
- 二 居宅支給決定身体障害者

には、その利用の状況

五 当該申請に係る身体障害者居宅支援の具体的内容

六 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由

(居宅受給者証の提出を求める場合の手続)

第9条の13 市町村は、法第17条の7第2項の規定により支給量の変更の決定を行つたときは、次に掲げる事項を書面により居宅支給決定身体障害者に通知し、居宅受給者証の提出を求めるものとする。

一 法第17条の7第2項の規定により支給量の変更の決定を行つた旨

二 居宅受給者証を提出する必要がある旨

三 居宅受給者証の提出先及び提出期限

2 前項の居宅支給決定身体障害者の居宅受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

(居宅受給者証の返還を求める場合の手続)

第9条の14 市町村は、法第17条の8第1項の規定により居宅支給決定の取消しを行つたときは、次に掲げる事項を書面により居宅支給決定身体障害者に通知し、居宅受給者証の返還を求めるものとする。

一 法第17条の8第1項の規定により居宅支給決定の取消

が、居宅支給決定期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

2 前項の規定により居宅支給決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、当該取消しに係る居宅支給決定身体障害者に対し居宅受給者証の返還を求めものとする。

3 前2項に定めるもののほか、居宅支給決定の取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(介護保険法による給付との調整)

第17条の9 居宅生活支援費及び特例居宅生活支援費の支給は、当該身体上の障害の状態につき、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定によりこれらの給付に相当する給付を受けることができるときは、その限度において、行わないものとする。

(施設訓練等支援費の支給)

第17条の10 市町村は、次条第5項に規定する施設支給決定身体障害者が、同条第3項の規定により定められた同項第1号の期間(以下「施設支給決定期間」という。)内において、都道府県知事が指定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は特定身体障害者授産施設(以下「指定身体障害者更生施設等」という。)に入所の申込みを行い、当該指定身体障害者更生施設等から身体障害者施設支援(以下「指定施設支援」という。)を受けたときは、当該施設支給決定身体障害者に対し、当該指定施設支援に要

しを行つた旨

二 居宅受給者証を返還する必要がある旨

三 居宅受給者証の返還先及び返還期限

2 前項の居宅支給決定身体障害者の居宅受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

(特定日常生活費)

第9条の15 法第17条の10第1項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 被服費

二 日用品費

三 その他指定施設支援(法第17条の10第1項に規定する指定施設支援をいう。)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

した費用（日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定日常生活費」という。）を除く。）について、施設訓練等支援費を支給する。

2 施設訓練等支援費の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 身体障害者施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用（特定日常生活費を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が現に当該指定施設支援に要した費用（特定日常生活費を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額）

二 身体障害者又はその扶養義務者の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

3 厚生労働大臣は、前項第1号の厚生労働大臣が定める基準を定めるに当たっては、身体障害者の障害の程度に応じ、厚生労働省令で定める区分（次条及び第17条の12において「身体障害程度区分」という。）を考慮するものとする。

（施設訓練等支援費の支給の手続）

第17条の11 身体障害者は、前条第1項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けようとするときは、身体障害者施設支援の種類ごとに、厚生

（施設訓練等支援費の支給の申請等）

第9条の16 法第17条の11第1項の規定により施設訓練等支援費の支給の申請をしようとする身体障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、

労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地及び生年月日

二 施設訓練等支援費の受給の状況

三 居宅生活支援費の受給の状況

四 当該申請に係る身体障害者施設支援の具体的内容

五 扶養義務者の氏名、住所及び申請者との続柄

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第17条の10第2項第2号に掲げる額（以下「施設利用者負担額」という。）の算定のために必要な事項に関する書類

二 現に施設支給決定（法第17条の11第3項に規定する施設支給決定をいう。以下同じ。）を受けている場合には、当該施設受給者証（同条第五項に規定する施設受給者証をいう。以下同じ。）

3 市町村は、前2項に規定するもののほか、次条第1号に掲げる事項を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

4 施設支給決定身体障害者（法第17条の11第5項に規定する施設支給決定身体障害者をいう。以下同じ。）は、毎年、第2項第1号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。

5 前項の書類の提出を受けた市町村は、施設利用者負担額を変更する必要があると認めるときは、施設支給決定身体

2 市町村は、前項の申請が行われたときは、当該申請を行った身体障害者の障害の種類及び程度、当該身体障害者の介護を行う者の状況、当該身体障害者の施設訓練等支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、施設訓練等支援費の支給の要否を決定するものとする。

障害者に対し施設受給者証の提出を求めるものとする。

6 前項の規定により施設受給者証の提出を受けた市町村は、施設受給者証に必要な事項を記載し、これを当該施設支給決定身体障害者に返還するものとする。  
(法第17条の11第2項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第9条の17 法第17条の11第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 施設訓練等支援費の支給の申請を行った身体障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- 二 当該身体障害者の介護を行う者の状況
- 三 当該身体障害者の施設訓練等支援費の受給の状況
- 四 当該身体障害者の居宅生活支援費の受給の状況
- 五 当該身体障害者の身体障害者施設支援及び身体障害者居宅支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- 六 当該身体障害者の身体障害者施設支援の利用に関する意向の具体的内容
- 七 当該身体障害者の置かれている環境
- 八 当該申請に係る身体障害者施設支援の提供体制の整備の状況

(施設利用者負担額の通知)

第9条の18 市町村は、施設支給決定を行ったときは、施設利用者負担額を、施設支給決定身体障害者及びその扶養義務者に通知しなければならない。施設利用者負担額を変更

3 前項の規定による支給の決定（以下「施設支給決定」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 施設訓練等支援費を支給する期間
- 二 当該身体障害者の身体障害程度区分

4 前項第1号の期間は、身体障害者施設支援の種類ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。

したときも、同様とする。

（法第17条の11第4項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第9条の19 法第17条の11第4項に規定する厚生労働省令で定める期間は、施設支給決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と3年間を合算して得た期間とする。

2 施設支給決定を行つた日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、3年間を法第17条の11第4項に規定する厚生労働省令で定める期間とする。

（施設受給者証の交付）

第9条の20 市町村は、法第17条の11第3項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載して施設受給者証を交付するものとする。

- 一 施設支給決定身体障害者の氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 扶養義務者の氏名及び住所
- 三 交付の年月日及び施設受給者証番号
- 四 施設利用者負担額
- 五 その他市町村が必要と認める事項

（施設支給決定身体障害者の居住地の変更の届出等）

第15条 施設受給者証（法第17

条の11第5項に規定する施設受給者証をいう。以下同じ。

)の交付を受けた施設支給決定身体障害者(同項に規定する施設支給決定身体障害者をいう。以下同じ。)は、施設支給決定期間(法第17条の10第1項に規定する施設支給決定期間をいう。第3項及び次条において同じ。)内において、氏名を変更したとき、又は同一の市町村の区域内において居住地を移したとき(法第17条の10第1項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて又は法第18条第3項の規定により入所措置が採られて身体障害者療護施設に入所したときを除く。)は、14日以内に、施設受給者証を添えて、市町村にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、その市町村は、その施設受給者証にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

3 施設受給者証の交付を受けた施設支給決定身体障害者は、施設支給決定期間内において、他の市町村の区域に居住地を移したとき(法第17条の10第1項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて又は法第18条第3項の規定により入所措置が採られて身体障害者療護施設に入所したときを除く。)は、14日以内に、施設受給者証を添えて、旧居住地の市町村にその旨を届け出なければならない。

(施設受給者証の再交付)

第16条 市町村は、施設受給者証を破り、汚し、又は失つた施設支給決定身体障害者から

(施設受給者証の再交付)

第9条の21 令第16条の規定により施設受給者証の再交付の申請をしようとする施設支給

、施設支給決定期間内において、施設受給者証の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、施設受給者証を交付しなければならない。

- 5 市町村は、施設支給決定をしたときは、当該施設支給決定を受けた身体障害者（以下「施設支給決定身体障害者」という。）に対し、厚生労働省令の定めるところにより、第3項各号に掲げる事項を記載した受給者証（以下「施設受給者証」という。）を交付しなければならない。
- 6 前項に定めるもののほか、施設受給者証に関し必要な事項は、政令で定める。
- 7 指定施設支援を受けようとする施設支給決定身体障害者は、厚生労働省令の定めるところにより、指定身体障害者更生施設等に施設受給者証を提示して当該指定施設支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については

決定身体障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地及び生年月日

二 再交付申請の理由

2 施設受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その施設受給者証を添えなければならない。

3 施設受給者証の再交付を受けた後、失つた施設受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

（準用）

第9条の22 第9条の10の規定は、法第17条の11第11項において準用する法第17条の5第11項の規定による支払に関する事務について準用する。

、この限りでない。

8 施設支給決定身体障害者が指定身体障害者更生施設等から指定施設支援を受けたとき（当該施設支給決定身体障害者が当該指定身体障害者更生施設等に施設受給者証を提示したときに限る。）は、市町村は、当該施設支給決定身体障害者が当該指定身体障害者更生施設等に支払うべき当該指定施設支援に要した費用（特定日常生活費を除く。）について、施設訓練等支援費として当該施設支給決定身体障害者に支給すべき額の限度において、当該施設支給決定身体障害者に代わり、当該指定身体障害者更生施設等に支払うことができる。

9 前項の規定による支払があつたときは、施設支給決定身体障害者に対し施設訓練等支援費の支給があつたものとみなす。

10 市町村は、指定身体障害者更生施設等から施設訓練等支援費の請求があつたときは、前条第2項各号の市町村長が定める基準及び第17条の26に規定する指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（指定施設支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

11 第17条の5第11項の規定は、前項の規定による支払に関する事務について準用する。

（身体障害程度区分の変更）

第17条の12 施設支給決定身体障害者は、その身体障害程度区分を変更する必要があると認めるときは、厚生労働省令

（身体障害程度区分の変更の申請）

第9条の23 法第17条の12第1項の規定により身体障害程度区分（法第17条の10第3項に規定する身体障害程度区分を

の定めるところにより、市町村に対し、当該身体障害程度区分の変更の申請をすることができる。

2 市町村は、前項の申請又は職権により、前条第2項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、施設支給決定身体障害者につき、必要があると認めるときは、その身体障害程度区分の変更の決定をすることができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る施設支給決定身体障害者に対し施設受給者証の提出を求めるものとする。

3 市町村は、前項の決定を行った場合には、施設受給者証に当該決定に係る身体障害程度区分を記載し、これを返還するものとする。

(施設支給決定の取消し)

第17条の13 施設支給決定を行った市町村は、次に掲げる場

いう。以下同じ。)の変更の申請をしようとする施設支給決定身体障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地、生年月日及び施設受給者証番号

二 現に受けている施設支給決定に係る身体障害程度区分

三 当該申請に係る身体障害者施設支援の具体的内容

四 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由

(施設受給者証の提出を求める場合の手続)

第9条の24 市町村は、法第17条の12第2項の規定により身体障害程度区分の変更の決定を行ったときは、次に掲げる事項を書面により施設支給決定身体障害者に通知し、施設受給者証の提出を求めるものとする。

一 法第17条の12第2項の規定により身体障害程度区分の変更の決定を行った旨

二 施設受給者証を提出する必要がある旨

三 施設受給者証の提出先及び提出期限

2 前項の施設支給決定身体障害者の施設受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

(施設受給者証の返還を求める場合の手続)

第9条の25 市町村は、法第17条の13第1項の規定により施

合には、当該施設支給決定を取り消さなければならない。

一 施設支給決定身体障害者が、指定施設支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 施設支給決定身体障害者が、施設支給決定期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

2 前項の規定により施設支給決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、当該取消しに係る施設支給決定身体障害者に対し施設受給者証の返還を求めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(更生訓練費の支給)

第17条の14 市町村は、施設支給決定身体障害者に対して、施設における訓練を効果的に受けることができるようにするため必要と認めるときは、更生訓練費を支給し、又は特別な事情がある場合にはこれに代えて物品を支給することができる。

(文書の提出等)

第17条の15 市町村は、居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支給に関して必要があると認めるときは、居宅支給決定身体障害者若しくは施設支給決定身体障害者又は身体障害者居宅支援若しくは身体障害者施設支援を担当する者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会

施設支給決定の取消しを行つたときは、次に掲げる事項を書面により施設支給決定身体障害者に通知し、施設受給者証の返還を求めるものとする。

一 法第17条の13第1項の規定により施設支給決定の取消しを行つた旨

二 施設受給者証を返還する必要がある旨

三 施設受給者証の返還先及び返還期限

2 前項の施設支給決定身体障害者の施設受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

をさせることができる。

(厚生労働省令への委任)

第17条の16 この款に定めるもののほか、居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第2款 指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等

(居住地の変更による施設支給決定の取消しの特例)

第17条 身体障害者療護施設に係る施設支給決定身体障害者が、身体障害者療護施設に入所したときは、施設支給決定(法第17条の11第3項に規定する施設支給決定をいう。以下この条において同じ。)を行つた市町村は、当該施設支給決定身体障害者が、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるときであつても、法第17条の13第1項の規定にかかわらず、施設支給決定の取消しを行わないものとする。

(身体障害者更生相談所の判定)

第10条 市町村は、居宅支給決定、支給量の変更若しくは居宅支給決定の取消し又は施設支給決定、身体障害程度区分の変更若しくは施設支給決定の取消しを行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所(法第9条第5項に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下同じ。)の判定を求めるものとする。

( 指定居宅支援事業者の指定 )

第17条の17 第17条の4第1項の指定は、厚生労働省令の定めるところにより、身体障害者居宅生活支援事業を行う者の申請により、身体障害者居宅支援の種類及び身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所(以下この款において「事業所」という。)ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定居宅支援事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに員数が、第17条の19第1項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第17条の19第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な身体障害者居宅生活支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

( 指定居宅介護事業者に係る指定の申請 )

第11条 法第17条の17第1項の規定により身体障害者居宅介護に係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等

五 事業所の平面図

六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所

七 運営規程

八 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

( 指定デイサービス事業者に係る指定の申請 )

第11条の2 法第17条の17第1

項の規定により身体障害者デイサービスに係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等
- 五 事業所の平面図及び設備の概要
- 六 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- 七 運営規程
- 八 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十一 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項
- 十二 その他指定に関し必要と認める事項

(指定短期入所事業者に係る指定の申請)

第11条の3 法第17条の17第1

項の規定により身体障害者短期入所に係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を

管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等

五 事業所の種別（身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第78号。以下「指定居宅支援等基準」という。）第65条第1項に規定する併設事業所（次号及び第7号において「併設事業所」という。）又は同条第2項の規定の適用を受ける施設の別をいう。）

六 建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあつては、指定居宅支援等基準第67条第2項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）並びに設備の概要

七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数、指定居宅支援等基準第65条第2項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所者の定員

八 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

九 運営規程

十 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概

( 指定居宅支援事業者の責務 )  
第17条の18 指定居宅支援事業者は、身体障害者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅支援を提供するとともに、自らその提供する指定居宅支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

( 指定居宅支援の事業の基準 )  
第17条の19 指定居宅支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定居宅支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 指定居宅支援事業者は、厚生労働省令で定める指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定居宅支援を提供しなければならない。

( 変更の届出等 )

第17条の20 指定居宅支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更

要

- 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十三 指定居宅支援等基準第76条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十四 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項
- 十五 その他指定に関し必要と認める事項

があつたとき、又は当該指定居宅支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令の定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第17条の21 都道府県知事は、居宅生活支援費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅支援事業者若しくは指定居宅支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者(以下この項において「指定居宅支援事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定居宅支援事業者の当該指定に係る事業所について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し)

第17条の22 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅支援事業者に係る第17条

の4第1項の指定を取り消すことができる。

一 指定居宅支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は員数について、第17条の19第1項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

二 指定居宅支援事業者が、第17条の19第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

三 居宅生活支援費の請求に関し不正があつたとき。

四 指定居宅支援事業者が、前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定居宅支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六 指定居宅支援事業者が、不正の手段により指定居宅支援事業者の指定を受けたとき。

2 市町村は、居宅生活支援費の支給に係る指定居宅支援を行つた指定居宅支援事業者について、前項第2号又は第3号に該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知することができる。

( 公示 )

第17条の23 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 指定居宅支援事業者の指定をしたとき。

二 第17条の20の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があつたとき。

三 前条第1項の規定により指定居宅支援事業者の指定を取り消したとき。

( 指定居宅支援事業者の名称等の変更の届出等 )

第11条の4 指定居宅支援事業者は、次の各号に掲げる指定居宅支援事業者が行う身体障害者居宅支援の種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 身体障害者居宅介護 第11条第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第7号まで及び第11号に掲げる事項

二 身体障害者デイサービス 第11条の2第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)

( 指定身体障害者更生施設等の  
指定 )

第17条の24 第17条の10第1項  
の指定は、厚生労働省令の定  
めるところにより、身体障害  
者更生施設、身体障害者療護

) から第7号まで及び第11  
号に掲げる事項

三 身体障害者短期入所 前  
条第1号、第2号、第4号 ( 当  
該指定に係る事業に関する  
ものに限る。 ) から第9  
号まで、第13号及び第14号  
に掲げる事項 ( 第7号に掲  
げるものについては、指定  
居宅支援等基準第65条第2  
項の規定の適用を受ける施  
設において行うときに係る  
ものに限る。 )

2 前項の届出であつて、同項  
第2号及び第3号に掲げる身体  
障害者居宅支援の利用者の定  
員の増加に伴うものは、それ  
ぞれ当該身体障害者居宅支援  
に係る事業者の勤務の体制及  
び勤務形態を記載した書類を  
添付して行うものとする。

3 指定居宅支援事業者は、当  
該指定居宅支援の事業を廃止  
し、休止し、又は再開したと  
きは、次に掲げる事項を当該  
指定居宅支援事業者の事業所  
の所在地を管轄する都道府県  
知事に届け出なければならない。

一 廃止、休止又は再開した  
年月日

二 廃止又は休止した場合に  
あつては、その理由

三 廃止又は休止した場合に  
あつては、現に指定居宅支  
援を受けていた者に対する  
措置

四 休止した場合にあつては  
、休止の予定期間

( 指定身体障害者更生施設等に  
係る指定の申請 )

第11条の5 法第17条の24第1  
項の規定により指定身体障害  
者更生施設等 ( 法第17条の10  
第1項に規定する指定身体障

施設又は特定身体障害者授産施設（以下「身体障害者更生施設等」という。）であつて、その設置者の申請があつたものについて行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定身体障害者更生施設等の指定をしてはならない。

一 申請者が地方公共団体又は社会福祉法人でないとき。

二 申請者が、第17条の26に規定する指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な身体障害者更生施設等の運営をすることができないと認められるとき。

（指定身体障害者更生施設等の設置者の責務）

第17条の25 指定身体障害者更生施設等の設置者は、入所者

害者更生施設等をいう。次条において同じ。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 施設の名称及び設置の場所

二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 設置者の定款及びその登記簿の謄本又は条例等

五 併設する施設がある場合にあつては、当該併設する施設の概要

六 施設の管理者の氏名及び住所

七 運営規程

八 入所者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号）第33条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十一 当該申請に係る事業に係る施設訓練等支援費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

の心身の状況等に応じて適切な身体障害者施設支援を提供するとともに、自らその提供する指定施設支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定施設支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

(指定身体障害者更生施設等の基準)

第17条の26 指定身体障害者更生施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。

(変更の届出)

第17条の27 指定身体障害者更生施設等の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令の定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第17条の28 都道府県知事は、施設訓練等支援費の支給に關して必要があると認めるときは、指定身体障害者更生施設等の設置者若しくはその長その他の従業者(以下この項及び第17条の30において「指定施設設置者等」という。)である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは指定身体障害者更

生施設等について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第17条の21第2項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(指定の辞退)

第17条の29 指定身体障害者更生施設等は、3月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(指定の取消し)

第17条の30 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定身体障害者更生施設等に係る第17条の10第1項の指定を取り消すことができる。

一 指定身体障害者更生施設等の設置者が、第17条の26に規定する指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従つて当該施設の適正な運営をすることができなくなつたとき。

二 施設訓練等支援費の請求に関し不正があつたとき。

三 指定施設設置者等が、第17条の28第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 指定施設設置者等が、第17条の28第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(当該指定身体障害者更生施設等の従業者が

その行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定身体障害者更生施設等の設置者又はその長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 )。

五 指定身体障害者更生施設等の設置者が、不正の手段により指定身体障害者更生施設等の指定を受けたとき

。

2 市町村は、施設訓練等支援費の支給に係る指定施設支援を行つた指定身体障害者更生施設等について、前項第1号又は第2号に該当すると認めるときは、その旨を当該指定身体障害者更生施設等の所在地の都道府県知事に通知することができる。

( 公示 )

第17条の31 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 指定身体障害者更生施設等の指定をしたとき。

二 第17条の29の規定による指定身体障害者更生施設等の指定の辞退があつたとき

。

三 前条第1項の規定により指定身体障害者更生施設等の指定を取り消したとき。

( 指定身体障害者更生施設等の設置者の住所等の変更の届出 )

第11条の6 指定身体障害者更生施設等の設置者は、前条第1号から第7号まで及び第11号に掲げる事項( 第4号に掲げるものについては、当該指定に係る事業に関するものに限る。 )に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定身体障害者更生施

### 第3節 国立施設への 入所

第17条の32 身体障害者であつて厚生労働大臣の定める基準に該当するものは、厚生労働省令の定めるところにより、次項に規定する意見書を添付して、国の設置する身体障害者更生施設等（以下「国立施設」という。）に入所の申込みを行うことができる。

2 前項の入所の申込みを行おうとする身体障害者は、厚生労働省令の定めるところにより、国立施設への入所の要否に係る意見書の交付を市町村長に申請しなければならない。

3 前項の意見書の交付は、市町村が、厚生労働省令の定めるところにより、第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準を勘案し、第17条の11第2項及び第3項の規定の例により、行うものとする。

4 第1項の規定により国立施設に入所の申込みを行つた身体障害者に対し、当該国立施設の長が、厚生労働省令の定めるところにより入所の承諾を行つたときは、当該身体障害者は、国に対して、当該国立施設の利用料を支払うものとする。

5 前項の利用料の額は、第17条の10第2項第2号の厚生労働

設等の設置の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

（国立施設への入所の申込み）

第12条 法第17条の32第1項の規定により、国立施設（同項に規定する国立施設をいう。以下同じ。）に入所の申込みを行おうとする身体障害者は、当該国立施設の長が定める書類に、同条第3項の規定により市町村から交付を受けた意見書を添付して、当該国立施設に提出しなければならない。

（国立施設への入所の要否に係る意見書の交付の申請）

第12条の2 法第17条の32第2項の規定により国立施設への入所の要否に係る意見書の交付を申請しようとする身体障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該国立施設の長が定める書類を添付して、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地及び生年月日

二 施設訓練等支援費の受給の状況

三 居宅生活支援費の受給の状況

四 当該申請に係る国立施設の名称

2 市町村は、意見書の交付に関し必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めものとする。

（意見書の交付）

第12条の3 市町村は、国立施設への入所の要否を判断したときは、当該申請を行つた身

大臣が定める基準により算定した額とする。

- 6 国立施設の長は、第1項の規定により当該国立施設に入所した身体障害者に対して、当該国立施設における訓練を効果的に受けることができるようにするため必要と認めるときは、更生訓練費を支給し、又は特別な事情がある場合にはこれに代えて物品を支給することができる。

#### 第4節 居宅介護、施設入所等の措置

(居宅介護、施設入所等の措置)

第18条 市町村は、身体障害者居宅支援を必要とする者が、やむを得ない事由により第17条の4又は第17条の6の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、身体障害者居宅支援を提供し、又は当該市町村以外の者に身体障害者居宅支援の提供を委託することができる。

- 2 市町村は、日常生活を営むのに支障がある身体障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるもの(第38条第4項において「日常

体障害者に対し、速やかに意見書を交付しなければならない。

- 2 市町村は、意見書の交付に当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所の判定を求めるものとする。

(入所の承諾等の通知)

第12条の4 法第17条の32第1項の規定により、身体障害者から入所の申込みを受けた国立施設の長は、入所の承諾を行つたときは、その結果を当該身体障害者及び当該身体障害者に係る意見書の交付を行つた市町村に通知しなければならない。入所の承諾を行わなかつたときも、同様とする。

(身体障害者居宅介護に関する措置の基準)

第18条 法第18条第1項に規定する措置のうち身体障害者居宅介護の措置は、当該身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な身体障害者居宅介護を提供し、又は身体障害者居宅介護の提供を委託して行うものとする。

(身体障害者デイサービスに関する措置の基準)

第19条 法第18条第1項に規定する措置のうち身体障害者デイサービスの措置は、当該身体障害者又はその介護を行う者がその自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、

生活用具」という。)を給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託することができる。

- 3 市町村は、身体障害者更生施設等への入所を必要とする者が、やむを得ない事由により第17条の10の規定により施設訓練等支援費の支給を受けること又は第17条の32の規定により国立施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する身体障害者更生施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する身体障害者更生施設等にその者の入所を委託しなければならない。

(更生訓練費の支給)

第18条の2 第17条の14の規定は、前条第3項の規定により身体障害者更生施設等に入所させ、又は入所を委託した身体障害者について準用する。

- 2 前項に規定する者であつて、国立施設への入所を委託されたものに対する更生訓練費又は物品の支給については、同項の規定にかかわらず、当該国立施設の長が行うものとする。

(措置の解除に係る説明等)

第18条の3 市町村長は、第17条の2第1項第3号、第18条又は第49条の2の規定による措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申

当該身体障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じた適切な身体障害者サービスを提供することができる施設を選定して行うものとする。

(身体障害者短期入所に関する措置の基準)

第20条 法第18条第1項に規定する措置のうち身体障害者短期入所の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じた適切な身体障害者短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする。

出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)

第18条の4 第17条の2第1項第3号、第18条又は第49条の2の規定による措置を解除する処分については、行政手続法第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

#### 第5節 更生医療、補装具等

(支給費用の額)

第19条の7 第19条第1項の規定によつて支給する費用の額は、第19条の4の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により

(病院又は診療所の指定)

第13条の3 (略)

2 法第19条の2第1項の規定による都道府県知事の指定を受けようとする指定訪問看護事業者等(健康保険法(大正11年法律第70号)第44条ノ4第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第7条第8項に規定する訪問看護を行う者に限る。))をいう。以下同じ。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る訪問看護ステーション等(指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業又は居宅サービス事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一～四 (略)

3 (略)

算定した額とする。ただし、当該身体障害者又はその扶養義務者に費用の負担能力があるときは、その負担能力に応じ、これを減額することができる。

(盲導犬の貸与)

第21条の3 (略)

#### 第6節 社会参加の促進等

第23条 市町村は、前条に規定する売店の設置及びその運営を円滑にするため、その区域内の公共的施設の管理者と協議を行い、かつ、公共的施設における売店設置の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を身体障害者に知らせなければならない。

(措置の受託義務)

第28条の2 身体障害者居宅生活支援事業を行う者又は身体障害者更生援護施設の設置者は、第18条第1項又は第3項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(市町村の支弁)

第35条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、市町村の支弁とする。

一 (略)

二 第13条、第14条、第17条の2、第18条、第19条及び第20条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用(国立施設に対し第18条第3項の規定による委託をした場合において、その委託後に要する費用を除く。

)

二の二 第17条の4若しくは第17条の6又は第17条の10の規定により市町村が行う居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費（第43条の4及び第45条において「居宅生活支援費等」という。）の支給に要する費用

二の三 第17条の14（第18条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が行う更生訓練費又は物品の支給に要する費用

三・四 （略）

（都道府県の支弁）

第36条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、都道府県の支弁とする。

一～二の二 （略）

三 第13条、第14条、第15条、第19条の5、第19条の6及び第21条の3の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用

四 （略）

（国の支弁）

第36条の2 国は、第17条の32又は第18条第3項の規定により、国立施設に入所した身体障害者の入所後に要する費用を支弁する。

（政令で定める機関）

第21条 （略）

（担当する医療の種類）

第22条 （略）

2 （略）

（担当する医療の種類の変更）

第13条の5 令第22条第2項の規定による承認の申請は、第13条の3第1項各号に掲げる事項を記載した申請書をもその所在地の都道府県知事に提出す

<p>( 届出 )  第23条 ( 略 )  ( 指定辞退の申出 )  第24条 ( 略 )  ( 費用の負担が行われなかつた  場合の市町村長に対する通知  )</p> <p>第25条 ( 略 )  ( 医療に関する審査機関 )  第26条 ( 略 )  ( 購買物品 )  第27条 ( 略 )  ( 施設に関する届出及び報告 )  第28条 ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )  ( 厚生労働省令への委任 )  第29条 この政令に定めるもの  のほか、身体障害者更生相談  所、身体障害者手帳、居宅受  給者証、施設受給者証、更生  医療及び身体障害者更生援護  施設について必要な事項は、  厚生労働省令で定める。</p> <p>( 都道府県の負担及び補助 )  第37条 都道府県は、政令の定  めるところにより、第35条の</p>	<p>ることにより行うものとする  。</p> <p>第22条 令第28条第1項の規定  により身体障害者更生援護施  設の種類を変更し、又はその  施設を休止し、若しくは廃止  しようとするときは、市町村  は、次に掲げる事項を都道府  県知事に届け出なければなら  ない。</p> <p>一～三 ( 略 )</p> <p>第22条の3 令第28条第1項の  規定により身体障害者の更生  援護の事務に従事する者の養  成施設を休止し、又は廃止し  ようとするときは、市町村は  、次に掲げる事項を都道府県  知事に届け出なければなら  ない。</p> <p>一・二 ( 略 )</p> <p>第30条 法第37条第1項又は第3  7条の2第1項の規定による都</p>	
---	---	--

規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第35条第2号の費用（第17条の2、第18条第3項、第19条及び第20条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）及び第35条第2号の2の費用（第17条の10の規定により市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）のうち、福祉事務所を設置しない町村が支弁するものについては、その4分の1

二 第35条第2号の費用（第9条第1項に規定する居住地を有しないか、又は明らかでない身体障害者（以下この条において「居住地不明身体障害者」という。）についての第17条の2、第18条第3項、第19条及び第20条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。）及び第35条第2号の2の費用（第17条の10の規定により居住地不明身体障害者について市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限る。）については、その10分の5

三 （略）

道府県又は国の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 （略）

二 法第35条第4号又は第36条第4号に掲げる費用のうち身体障害者更生援護施設の運営に要する費用（法第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設に係るものに限る。）については、厚生労働大臣が身体障害者更生援護施設の所在地による地域差その他の事情を考慮して定める基準によつて算定した額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

三 法第35条第2号に掲げる費用のうち法第18条第3項の行政措置に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第35条第2号に掲げる費用（法第18条第3項の行政措置に要する費用に限る。）の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第38条第4項の規定による徴収金の額を控除した額

四 法第35条第2号の2に掲げる費用のうち法第17条の10第1項の施設訓練等支援費

<p>2 都道府県は、政令の定めるところにより、第35条の規定により市町村が支弁する費用のうち、次に掲げるものについて補助することができる。</p> <p>一 第35条第2号の費用（第18条第1項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）及び第35条第2号の2の費用（第17条の4又は第17条の6の規定により市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）については、その4分の1以内</p> <p>二 第35条第2号の費用（第18条第1項の規定により居住地不明身体障害者について</p>	<p>の支給に要する費用については、同条第2項第1号に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した費用の額（その額が当該年度において現に当該指定施設支援（同条第1項に規定する指定施設支援をいう。）に要した費用（同項に規定する特定日常生活費を除く。）の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から同条第2項第2号に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額を控除した額</p> <p>五～七（略）</p> <p>（都道府県の負担の対象とならない施設）</p> <p>第31条（略）</p> <p>（都道府県又は国の補助）</p> <p>第32条 法第37条第2項又は第37条の2第2項の規定による都道府県又は国の補助は、各年度において、次に掲げる額について行う。</p> <p>一 法第35条第2号に掲げる費用のうち法第18条第1項の行政措置に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第35条第2号に掲げる費用（法第18条第1項の行政措置に要する費用に限る。）の額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第38条第4項の規定による徴収金の額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額</p> <p>二 法第35条第2号の2に掲げ</p>
--	--

市町村が行う行政措置に要する費用に限る。)及び第35条第2号の2の費用(第17条の4又は第17条の6の規定により居住地不明身体障害者について市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用に限る。)については、その10分の5以内

る費用のうち法第17条の4第1項の居宅生活支援費又は法第17条の6第1項の特例居宅生活支援費の支給に要する費用については、法第17条の4第2項第1号(法第17条の6第2項において準用する場合を含む。)に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した費用の額(その額が当該年度において現に当該指定居宅支援(法第17条の4第1項に規定する指定居宅支援をいう。)又は当該基準該当居宅支援(法第17条の6第1項に規定する基準該当居宅支援をいう。)に要した費用(法第17条の4第1項に規定する特定費用を除く。)の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用の額とする。)から法第17条の4第2項第2号(法第17条の6第2項において準用する場合を含む。)に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額を控除した額

(国の負担の対象とならない施設)

(国の負担及び補助)

第37条の2 国は、政令の定めるところにより、第35条及び第36条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一・二 (略)

三 第35条第2号の費用(第18条第1項及び第2項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。)、第35条第2号の2の費用(

第33条 法第37条の2第1項第1号の政令で定める施設は、第31条各号に掲げるものとする。

第17条の1の規定により市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限る。)及び第36条第3号の費用(第19条の5及び第21条の3の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。)については、その10分の5

- 2 国は、政令の定めるところにより、第35条の規定により市町村が支弁する費用のうち、同条第2号の費用(第18条第1項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。)及び第31条第2号の2の費用(第17条の4又は第17条の6の規定により市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用に限る。)については、その10分の5以内を補助することができる。

(費用の負担命令及び徴収)

第38条 (略)

2・3 (略)

- 4 第18条第1項の規定により身体障害者居宅支援の提供若しくは提供の委託が行われた場合、同条第2項の規定により日常生活用具の給付若しくは貸与若しくはその委託が行われた場合、同条第3項の規定に基づき身体障害者更生施設等への入所若しくは入所の委託(国立施設への入所の委託を除く。)が行われた場合又は補装具の交付若しくは修理が行われた場合(業者に委託して行われた場合を除く。)においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の

全部又は一部を徴収することができる。

- 5 市町村により国立施設への入所の委託が行われた場合においては、厚生労働大臣は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

(準用規定)

第38条の2 社会福祉法第58条第2項から第4項までの規定は、国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第2条第2項第3号の規定又は同法第3条第1項第4号及び第2項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

(不正利得の徴収)

第43条の4 市町村は、偽りその他不正の手段により居宅生活支援費等の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当す

(身分を示す証明書の様式)

- 第22条の5 法第17条の21第2項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第13号のとおりとする。
- 2 法第17条の28第2項において準用する法第17条の21第2項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第14号のとおりとする。
- 3 法第39条第3項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第15号のとおりとする。
- 4 法第43条の3第2項により読み替えて適用された法第39条第3項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第16号のとおりとする。

る金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等（以下この項において「指定居宅支援事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支払を受けたときは、当該指定居宅支援事業者等に対し、その支払った額を返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 前2項の規定による徴収金は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。

（権限の委任）

第43条の5 （略）

（大都市等の特例）

第34条 （略）

2 （略）

（権限の委任）

第22条の6 法第43条の5第1項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第4号及び第5号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一～五 （略）

（大都市の特例）

第24条 令第34条第1項の規定により、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）

（中核市の特例）

第25条 令第34条第2項の規定により、地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「

( 受給権等の保護 )

第45条 居宅生活支援費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 前項に規定するもののほか、この法律による支給金品は、既に支給を受けたものであるとないにかかわらず、差し押さえることができない。

第48条の2 市町村は、条例で、第17条の7第2項後段若しくは第17条の8第2項の規定による居宅受給者証の提出若しくは返還又は第17条の12第2項後段若しくは第17条の13第2項の規定による施設受給者証の提出若しくは返還を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

( 事務の区分 )

第35条 第4条(第10条第2項において準用する場合を含む。)、第8条第1項、第9条第2項から第5項まで及び第12条第1項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第2号に規定する第2号法定受託事務とする。

( 政令で定める障害 )

第36条 ( 略 )

中核市」という。)が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

( 略 )

別表第1号(第1条の8関係)

( 略 )

別表第13号(第22条の5関係)

		(略) 別表第14号(第22条の5関係) (略) 別表第15号(第22条の5関係) (略) 別表第16号(第22条の5関係) (略)
--	--	--

知的障害者福祉法関係（平成15年4月1日施行分）

法 律	施 行 令	施 行 規 則
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 実施機関及び更生支援</p> <p>第1節 実施機関等（第9条—第15条の4）</p> <p>第2節 居宅生活支援費及び施設訓練等支援費</p> <p>第1款 支援費の支給（第15条の5—第15条の16）</p> <p>第2款 指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等（第15条の17—第15条の31）</p> <p>第3節 居宅介護、施設入所等の措置（第15条の32—第17条の2）</p> <p>第4章 事業及び施設（第18条—第21条の9）</p> <p>第5章 費用（第22条—第27条の2）</p> <p>第6章 雑則（第27条の3—第32条）</p> <p>附則</p> <p>（国、地方公共団体及び国民の責務）</p> <p>第2条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が具現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生</p>		

援護」という。)の実施に努めなければならない。

2 (略)

(関係職員の協力義務)

第3条 この法律及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)による更生援護の実施並びにその監督に当たる国及び地方公共団体の職員は、知的障害者に対する福祉の措置が児童から成人まで関連性をもつて行われるように相互に協力しなければならない。

(定義)

第4条 この法律において、「知的障害者居宅支援」とは、知的障害者居宅介護、知的障害者デイサービス、知的障害者短期入所及び知的障害者地域生活援助をいう。

2 この法律において、「知的障害者居宅介護」とは、18歳以上の知的障害者であつて日常生活を営むのに支障があるものにつき、居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

3 この法律において、「知的障害者デイサービス」とは、18歳以上の知的障害者又はその介護を行う者につき、知的障害者デイサービスセンターその他厚生労働省令で定める施設に通わせ、手芸、工作その他の創作的活動、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導その他の厚

(法第4条第2項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第1条 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「法」という。)第4条第2項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助とする。

(法第4条第3項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第2条 法第4条第3項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

(法第4条第3項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第3条 法第4条第3項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、食事の提供、創作

生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

4 この法律において、「知的障害者短期入所」とは、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となつた18歳以上の知的障害者につき、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間の入所をさせ、必要な保護を行うことをいう。

5 この法律において、「知的障害者地域生活援助」とは、地域において共同生活を営むのに支障のない知的障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

6 この法律において、「知的障害者居宅生活支援事業」とは、知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業及び知的障害者地域生活援助事業をいう。

7 この法律において、「知的障害者居宅介護等事業」とは、知的障害者居宅介護に係る第15条の5第1項の居宅生活支

的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導等とする。

(法第4条第4項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第4条 法第4条第4項に規定する厚生労働省令で定める施設は、知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設(法第5条第4項に規定する特定知的障害者授産施設をいう。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設又は特定身体障害者授産施設(同法第5条第5項に規定する特定身体障害者授産施設をいう。)その他法第4条第4項の規定に基づく短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設とする。

援費の支給若しくは第15条の7第1項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第15条の32第1項の措置に係る者につき、知的障害者居宅介護を提供する事業をいう。

8 この法律において、「知的障害者デイサービス事業」とは、知的障害者デイサービスに係る第15条の5第1項の居宅生活支援費の支給若しくは第15条の7第1項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第15条の32第1項の措置に係る者（その者を現に介護する者を含む。）につき、第3項の厚生労働省令で定める施設に通わせ、知的障害者デイサービスを提供する事業をいう。

9 この法律において、「知的障害者短期入所事業」とは、知的障害者短期入所に係る第15条の5第1項の居宅生活支援費の支給若しくは第15条の7第1項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第15条の32第1項の措置に係る者につき、知的障害者短期入所を提供する事業をいう。

10 この法律において、「知的障害者地域生活援助事業」とは、知的障害者地域生活援助に係る第15条の5第1項の居宅生活支援費の支給若しくは第15条の7第1項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第15条の32第1項の措置に係る者につき、知的障害者地域生活援助を提供する事業をいう。

11 この法律において、「知的障害者相談支援事業」とは、地域の知的障害者の福祉に関

（法第4条第11項に規定する厚生労働省令で定める援助）

第5条 法第4条第11項に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による主

する各般の問題につき、主として居宅において日常生活を営む18歳以上の知的障害者又はその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、第11条第2項の規定による相談及び指導を行い、併せてこれらの者と市町村、知的障害者居宅生活支援事業を行う者、知的障害者援護施設、医療機関等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行う事業をいう。

#### 第5条 (略)

2 この法律において、「知的障害者施設支援」とは、知的障害者更生施設支援、知的障害者授産施設支援及び知的障害者通勤寮支援並びに心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項の規定により心身障害者福祉協会が設置する福祉施設において提供される支援をいう。

3 この法律において、「知的障害者更生施設支援」とは、知的障害者更生施設に入所する知的障害者に対して行われる保護並びにその更生に必要な指導及び訓練をいう。

4 この法律において、「知的障害者授産施設支援」とは、特定知的障害者授産施設（知的障害者授産施設のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。）に入所する知的障害者に対して行われる必要な訓練及び職業の提供をいう。

（特定知的障害者授産施設）

第1条 知的障害者福祉法（以下「法」という。）第5条第4項に規定する政令で定める知的障害者授産施設は、知的障害者授産施設（通所のみにより利用される施設であつて、常時利用する者が20人未満であるものを除く。）とする。

（判定書の交付）

第2条 知的障害者更生相談所（法第9条第4項に規定する知

として居宅において日常生活を営む知的障害者（以下この条において「知的障害者」という。）又は知的障害者の介護を行う者（以下この条において「介護者」という。）に係る状況の把握、同項に規定する情報の提供及び助言並びに相談及び指導、知的障害者又は介護者と市町村、知的障害者居宅生活支援事業を行う者、知的障害者援護施設、医療機関等との連絡及び調整その他の介護を受ける知的障害者又は介護者に必要な援助とする。

的障害者更生相談所をいう。  
以下この条において同じ。)  
の長は、当該知的障害者更生  
相談所が法第11条第1項第2号  
八に規定する業務を行つた場  
合において、当該知的障害者  
若しくはその保護者、市町村  
の設置する福祉事務所（社会  
福祉法（昭和26年法律第45号  
）に定める福祉に関する事務  
所をいう。以下この条におい  
て同じ。）の長又は町村長（  
福祉事務所を設置する町村の  
長を除く。）から求めがあつ  
たときその他必要があると認  
めたときは、知的障害者の福  
祉を図るために必要な事項を  
記載した判定書を交付しなけ  
ればならない。

（居宅支給決定知的障害者の居  
住地の変更の届出等）

第3条 居宅受給者証（法第15  
条の6第5項に規定する居宅受  
給者証をいう。以下同じ。）  
の交付を受けた居宅支給決定  
知的障害者（同項に規定する  
居宅支給決定知的障害者をい  
う。第3項及び次条において  
同じ。）は、居宅支給決定期  
間（法第15条の5第1項に規定  
する居宅支給決定期間をいう  
。第3項及び次条において同  
じ。）内において、氏名を変  
更したとき、又は同一の市町  
村の区域内において居住地を  
移したときは、14日以内に、  
居宅受給者証を添えて、市町  
村にその旨を届け出なければ  
ならない。

2 前項の規定による届出があ  
つたときは、その市町村は、  
その居宅受給者証にその旨を  
記載するとともに、その者に  
返還しなければならない。

3 居宅受給者証の交付を受け

た居宅支給決定知的障害者は、居宅支給決定期間内において、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、居宅受給者証を添えて、旧居住地の市町村にその旨を届け出なければならない。

- 5 この法律において、「知的障害者通勤寮支援」とは、知的障害者通勤寮に入所する知的障害者に対して行われる居室その他の設備の利用の提供並びに独立及び自活に必要な助言及び指導をいう。

### 第3章 実施機関及び更生援護

#### 第1節 実施機関等

(更生援護の実施者)

第9条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村による更生援護は、知的障害者が居住地を有するときは、その知的障害者の居住地の市町村が、知的障害者が居住地を有しないとき、又はその居住地が明らかでないときは、その知的障害者の所在地の市町村が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により入所している知的障害者については、その者が入所前に居住地を有した者であるときはその居住地の市町村が、その者が入所前に居住地を有しない者又は居住地が明らかでなかつた者であるときは入所前におけるその者の所在地の市町村が、この法律に定める更生援護を行うも

のとする。

3 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

4 その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）に知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「知的障害者福祉司」という。）を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、前項第3号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの（次条第2項及び第3項において「専門的相談指導」という。）であつて18歳以上の知的障害者に係るものについては、知的障害者の更生援護に関する相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）の技術的援助及び助言を求めなければならない。

5 市町村長は、18歳以上の知的障害者につき第3項第3号の業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

（市町村の福祉事務所）

第10条 市町村の設置する福祉

事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第3項各号に掲げる業務又は同条第4項及び第5項の規定による市町村長の業務を行うものとする。

2 市の設置する福祉事務所に知的障害者福祉司を置いている福祉事務所があるときは、当該市の知的障害者福祉司を置いていない福祉事務所の長は、18歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導については、当該市の知的障害者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。

3 市町村の設置する福祉事務所のうち知的障害者福祉司を置いている福祉事務所の長は、18歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導を行うに当たつて、特に専門的な知識及び技術を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

(連絡調整等の実施者)

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

二 知的障害者の福祉に関し、次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門

的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

八 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

- 2 都道府県は、前項第2号口に規定する相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを知的障害者相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

(知的障害者更生相談所)

第12条 都道府県は、知的障害者更生相談所を設けなければならない。

- 2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務(第16条第1項第2号の措置に係るものに限る。)並びに前条第1項第2号口及び八に掲げる業務を行うものとする。

- 3 知的障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行うことができる。

- 4 前3項に定めるもののほか、知的障害者更生相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

(知的障害者福祉司)

第13条 都道府県は、その設置する知的障害者更生相談所に、知的障害者福祉司を置かななければならない。

- 2 市町村は、その設置する福祉事務所に、知的障害者福祉司を置くことができる。

- 3 都道府県の知的障害者福祉司は、知的障害者更生相談所の長の命を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第11条第1項第1号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
  - 二 知的障害者の福祉に関し、第11条第1項第2号ロに掲げる業務を行うこと。
- 4 市町村の知的障害者福祉司は、福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）の命を受けて、知的障害者の福祉に関し、主として、次の業務を行うものとする。
- 一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行うこと。
  - 二 第9条第3項第3号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 5 市の知的障害者福祉司は、第10条第2項の規定により技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。この場合において、特に専門的な知識及び技術が必要であると認めるときは、知的障害者更生相談所に当該技術的援助及び助言を求めよう助言しなければならない。

第14条（略）

（知的障害者相談員）

第15条の2 都道府県は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うことを、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

2・3 (略)

(支援体制の整備等)

第15条の3 市町村は、この章に規定する更生援護その他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 市町村は、前項の体制の整備及びこの章に規定する更生援護の実施に当たっては、知的障害者が引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

(利用の調整等)

第15条の4 市町村は、18歳以上の知的障害者から求めがあつたときは、知的障害者居宅生活支援事業その他の事業又は知的障害者援護施設の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、知的障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者又は知的障害者援護施設の設置者に対し、当該知的障害者の利用の要請を行うものとする。

2 知的障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者及び知的障害者援護施設の設置者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第2節 居宅生活支援

費及び施設訓練等支援費

第1款 支援費の支給

( 居宅生活支援費の支給 )

第15条の5 市町村は、次条第5項に規定する居宅支給決定知的障害者が、同条第3項の規定により定められた同項第1号の期間(以下「居宅支給決定期間」という。)内において、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅支援事業者」という。)に知的障害者居宅支援の利用の申込みを行い、当該指定居宅支援事業者から当該指定に係る知的障害者居宅支援(以下「指定居宅支援」という。)を受けたときは、当該居宅支給決定知的障害者に対し、当該指定居宅支援(同項の規定により定められた同項第2号に規定する量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用(知的障害者サービスに要した費用における日常生活又は創作的活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び知的障害者短期入所に要した費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定費用」という。)並びに知的障害者地域生活援助に要した費用における日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用(第3項及び次条において「特定日常生活費」という。)を除く。)について、居宅生活支援費を支給する。

( 特定費用等 )

第6条 法第15条の5第1項に規定する知的障害者サービスに係る厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 入浴に係る光熱水費
  - 二 食材料費
  - 三 創作的活動に係る材料費
  - 四 その他知的障害者サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 法第15条の5第1項に規定する知的障害者短期入所に係る厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。
- 一 食材料費
  - 二 日用品費
  - 三 その他知的障害者短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 3 法第15条の5第1項に規定する知的障害者地域生活援助に係る厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。
- 一 家賃
  - 二 光熱水費
  - 三 食材料費

2 知的障害者地域生活援助以外の知的障害者居宅支援に係る居宅生活支援費の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 知的障害者居宅支援の種類ごとに指定居宅支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が現に当該指定居宅支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定居宅支援に要した費用の額）

二 18歳以上の知的障害者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

3 知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費の額は、知的障害者地域生活援助に係る指定居宅支援に通常要する費用（特定日常生活費を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める

#### 四 日用品費

五 その他知的障害者地域生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

基準により算定した額（その額が当該指定居宅支援に要した費用（特定日常生活費を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定居宅支援に要した費用の額）とする。

（居宅生活支援費の支給の手続）

第15条の6 18歳以上の知的障害者（知的障害者地域生活援助にあつては、18歳未満の知的障害者を含む。第5項において同じ。）は、前条第1項の規定により居宅生活支援費の支給を受けようとするときは、知的障害者居宅支援の種類ごとに、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

（居宅生活支援費の支給の申請）

第7条 法第15条の6第1項の規定により居宅生活支援費の支給の申請をしようとする知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地及び生年月日

二 居宅生活支援費の支給の状況

三 施設訓練等支援費の支給の状況

四 現に介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る居宅サービス（同法第7条第5項に規定する居宅サービスのうち、同条第6項に規定する訪問介護、同条第11項に規定する通所介護及び同条第13項に規定する短期入所生活介護をいう。第17条において同じ。）を利用している場合には、その利用の状況

五 当該申請に係る知的障害者居宅支援の具体的内容

六 扶養義務者の氏名、住所及び申請者との続柄

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第15条の5第2項第2号に掲げる額（以下「居宅利用者負担額」という。）の算定のために必要な事項に関する書類

2 市町村は、前項の申請が行われたときは、当該申請を行った知的障害者の障害の程度、当該知的障害者の介護を行う者の状況、当該知的障害者の居宅生活支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、居宅生活支援費の支給の要否を決定するものとする。

二 現に居宅支給決定（法第15条の6第3項に規定する居宅支給決定をいう。以下同じ。）を受けている場合には、当該居宅受給者証（同条第5項に規定する居宅受給者証をいう。以下同じ。）

3 市町村は、前2項に規定するもののほか、次条第1号に掲げる事項を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

（法第15条の6第2項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第8条 法第15条の6第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 居宅生活支援費の支給の申請を行った知的障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況

二 当該知的障害者の介護を行う者の状況

三 当該知的障害者の居宅生活支援費の受給の状況

四 当該知的障害者の施設訓練等支援費の受給の状況

五 当該知的障害者の知的障害者居宅支援及び知的障害者施設支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

六 当該知的障害者の知的障害者居宅支援の利用に関する意向の具体的内容

七 当該知的障害者の置かれている環境

八 当該申請に係る知的障害者居宅支援の提供体制の整備の状況

（居宅利用者負担額の通知）

第9条 市町村は、居宅支給決定を行ったときは、居宅利用

3 前項の規定による支給の決定（以下「居宅支給決定」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 居宅生活支援費を支給する期間

二 知的障害者居宅支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において居宅生活支援費（次条第1項に規定する特例居宅生活支援費を含む。）を支給する指定居宅支援（同項に規定する基準該当居宅支援を含む。）の量（次条第1項及び第15条の8において「支給量」という。）

4 前項第1号の期間は、知的障害者居宅支援の種類ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。

者負担額を、居宅支給決定知的障害者（法第15条の6第5項に規定する居宅支給決定知的障害者をいう。以下同じ。）及びその扶養義務者に通知しなければならない。

（法第15条の6第3項第2号に規定する厚生労働省令で定める期間）

第10条 法第15条の6第3項第2号に規定する知的障害者居宅介護、知的障害者デイサービス及び知的障害者短期入所に係る厚生労働省令で定める期間は、1月間とする。

2 法第15条の6第3項第2号に規定する知的障害者地域生活援助に係る厚生労働省令で定める期間は、居宅支給決定を行つた日の属する月から居宅支給決定期間（法第15条の5第1項に規定する居宅支給決定期間をいう。）の終了日の属する月までの期間とする。

（法第15条の6第4項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第11条 法第15条の6第4項に規定する知的障害者居宅介護、知的障害者デイサービス及び知的障害者短期入所に係る厚生労働省令で定める期間は、居宅支給決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と1年間を合算して得た期間とする。

2 法第15条の6第4項に規定する知的障害者地域生活援助に係る厚生労働省令で定める期間は、居宅支給決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と3年間を合算して得た期間とする。

3 居宅支給決定を行つた日が月の初日である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、知的障害者居宅介護、知的障害者デイサービス及び知的障害者短期入所については1年間を、知的障害者地域生活援助については3年間を、法第15条の6第4項に規定する厚生労働省令で定める期間とする。

(居宅受給者証の交付)

第12条 市町村は、法第15条の6第3項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載して居宅受給者証を交付するものとする。

- 一 居宅支給決定知的障害者の氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 扶養義務者の氏名及び住所
- 三 交付の年月日及び居宅受給者証番号
- 四 居宅利用者負担額
- 五 その他市町村が必要と認める事項

(居宅受給者証の再交付)

第13条 知的障害者福祉法施行令(昭和35年政令第103号。以下「令」という。)第4条の規定により居宅受給者証の再交付の申請をしようとする居宅支給決定知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 再交付申請の理由

2 居宅受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その居宅受給者証を添えなければならない。

(居宅受給者証の再交付)

第4条 市町村は、居宅受給者証を破り、汚し、又は失つた居宅支給決定知的障害者から、居宅支給決定期間内において、居宅受給者証の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、居宅受給者証を交付しなければならない。

(施設支給決定知的障害者の居住地の変更の届出等)

第5条 施設受給者証(法第15条の12第5項に規定する施設受給者証をいう。以下同じ。)の交付を受けた施設支給決定知的障害者(同項に規定する施設支給決定知的障害者を

<p>5 市町村は、居宅支給決定をしたときは、当該居宅支給決定を受けた18歳以上の知的障害者（以下「居宅支給決定知的障害者」という。）に対し、厚生労働省令の定めるところにより、第3項各号に掲げる事項を記載した受給者証（以下「居宅受給者証」という。）を交付しなければならない。</p> <p>6 前項に定めるもののほか、居宅受給者証に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>7 指定居宅支援を受けようとする居宅支給決定知的障害者は、厚生労働省令の定めるところにより、指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示して当該指定居宅支援を受けるものとする。ただし、緊急の</p>	<p>いう。以下同じ。）は、施設支給決定期間（同条第3項第1号に規定する期間をいう。第3項及び次条において同じ。）内において、氏名を変更したとき、又は同一の市町村の区域内において居住地を移したときは、14日以内に、施設受給者証を添えて、市町村にその旨を届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出があつたときは、その市町村は、その施設受給者証にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。</p> <p>3 施設受給者証の交付を受けた施設支給決定知的障害者は、施設支給決定期間内において、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、施設受給者証を添えて、旧居住地の市町村にその旨を届け出なければならない。</p>	<p>3 居宅受給者証の再交付を受けた後、失つた居宅受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。</p> <p>（居宅受給者証の提示）</p> <p>第14条 居宅支給決定知的障害者は、指定居宅支援（法第15条の5第1項に規定する指定居宅支援をいう。第36条第3項において同じ。）を受けるに当たっては、その都度、指定居宅支援事業者（法第15条の5第1項に規定する指定居宅支援事業者をいう。以下同じ。）に対して居宅受給者証を提示しなければならない。</p>
--	--	---

場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

8 居宅支給決定知的障害者が指定居宅支援事業者から指定居宅支援を受けたとき（当該居宅支給決定知的障害者が当該指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示したときに限る。）は、市町村は、当該居宅支給決定知的障害者が当該指定居宅支援事業者に支払うべき当該指定居宅支援に要した費用（特定費用及び特定日常生活費を除く。）について、居宅生活支援費として当該居宅支給決定知的障害者に支給すべき額の限度において、当該居宅支給決定知的障害者に代わり、当該指定居宅支援事業者に支払うことができる。

9 前項の規定による支払があつたときは、居宅支給決定知的障害者に対し居宅生活支援費の支給があつたものとみなす。

10 市町村は、指定居宅支援事業者から居宅生活支援費の請求があつたときは、前条第2項各号及び第3項の市町村長が定める基準並びに第15条の19第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準（指定居宅支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

11 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を社会福祉法第110条に規定する都道府県社会福祉協議会その他営

（法第15条の6第11項に規定する厚生労働省令で定める法人）

第15条 法第15条の6第11項に規定する厚生労働省令で定める法人は、営利を目的としない法人であつて、次の各号に

利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

( 特例居宅生活支援費の支給 )  
第15条の7 市町村は、居宅支給決定知的障害者が、居宅支給決定期間内において、指定居宅支援以外の知的障害者居宅支援（指定居宅支援の事業に係る第15条の19第1項に規定する厚生労働省令で定める基準及び同条第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当居宅支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、当該基準該当居宅支援（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用及び知的障害者地域生活援助に要した費用における日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）について、特例居宅生活支援費を支給することができる。

2 第15条の5第2項及び第3項

掲げる要件に該当するものとする。

一 当該法人が法第15条の6第10項の規定による支払に関する事務（次号において「受託事務」という。）を実施するに足る人員及び財政的基礎を有するものであること。

二 当該法人が受託事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて受託事務が不公正になるおそれがないものであること。

( 特例居宅生活支援費の支給の申請 )

第16条 特例居宅生活支援費の支給を受けようとする居宅支給決定知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地、生年月日及び居宅受給者証番号

二 法第15条の7第2項において準用する法第15条の5第2項に規定する特例居宅生活支援費の額

2 前項の申請書には、同項第2号に掲げる額を明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

の規定は、特例居宅生活支援費について準用する。

(支給量の変更)

第15条の8 居宅支給決定知的障害者は、支給量を変更する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に対し、当該支給量の変更の申請をすることができる。

2 市町村は、前項の申請又は職権により、第15条の6第2項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、居宅支給決定知的障害者につき、必要があると認めるときは、支給量の変更の決定をすることができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る居宅支給決定知的障害者に対し居宅受給者証の提出を求めるものとする。

(支給量の変更の申請)

第17条 法第15条の8第1項の規定により支給量(法第15条の6第3項第2号に規定する支給量をいう。以下同じ。)の変更の申請をしようとする居宅支給決定知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、居住地、生年月日及び居宅受給者証番号
- 二 居宅生活支援費の受給の状況
- 三 施設訓練等支援費の受給の状況
- 四 現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況
- 五 当該申請に係る知的障害者居宅支援の具体的内容
- 六 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由

(居宅受給者証の提出を求める場合の手続)

第18条 市町村は、法第15条の8第2項の規定により支給量の変更の決定を行つたときは、次に掲げる事項を書面により居宅支給決定知的障害者に通知し、居宅受給者証の提出を求めるものとする。

- 一 法第15条の8第2項の規定により支給量の変更の決定を行つた旨
- 二 居宅受給者証を提出する必要がある旨
- 三 居宅受給者証の提出先及び提出期限

2 前項の居宅支給決定知的障

3 市町村は、前項の決定を行  
つた場合には、居宅受給者証  
に当該決定に係る支給量を記  
載し、これを返還するものと  
する。

(居宅支給決定の取消し)

第15条の9 居宅支給決定を行  
つた市町村は、次に掲げる場  
合には、当該居宅支給決定を  
取り消さなければならない。

一 居宅支給決定知的障害者  
が、指定居宅支援を受ける  
必要がなくなつたと認め  
るとき。

二 居宅支給決定知的障害者  
が、居宅支給決定期間内に  
、当該市町村以外の市町村  
の区域内に居住地を有する  
に至つたと認めるとき。

2 前項の規定により居宅支給  
決定の取消しを行つた市町村  
は、厚生労働省令の定めると  
ころにより、当該取消しに係  
る居宅支給決定知的障害者  
に対し居宅受給者証の返還を  
求めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか  
、居宅支給決定の取消しに関  
し必要な事項は、政令で定め  
る。

害者の居宅受給者証が既に市  
町村に提出されているときは  
、市町村は、同項の規定にか  
かわらず、同項の通知に同項  
第2号及び第3号に掲げる事項  
を記載することを要しない。

(居宅受給者証の返還を求める  
場合の手続)

第19条 市町村は、法第15条の  
9第1項の規定により居宅支給  
決定の取消しを行つたときは  
、次に掲げる事項を書面によ  
り居宅支給決定身体障害者に  
通知し、居宅受給者証の返還  
を求めるものとする。

一 法第15条の9第1項の規定  
により居宅支給決定の取消  
しを行つた旨

二 居宅受給者証を返還する  
必要がある旨

三 居宅受給者証の返還先及  
び返還期限

2 前項の居宅支給決定知的障  
害者の居宅受給者証が既に市  
町村に提出されているときは  
、市町村は、同項の規定にか  
かわらず、同項の通知に同項  
第2号及び第3号に掲げる事項  
を記載することを要しない。

(介護保険法による給付との調整)

第15条の10 居宅生活支援費及び特例居宅生活支援費の支給は、当該知的障害の状態につき、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定によりこれらの給付に相当する給付を受けることができるときは、その限度において、行わないものとする。

(施設訓練等支援費の支給)

第15条の11 市町村は、次条第5項に規定する施設支給決定知的障害者が、同条第3項の規定により定められた同項第1号の期間内において、都道府県知事が指定する知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮又は心身障害者福祉協会の設置する福祉施設(以下「指定知的障害者更生施設等」という。)に入所の申込みを行い、当該指定知的障害者更生施設等から知的障害者施設支援(以下「指定施設支援」という。)を受けたときは、当該施設支給決定知的障害者に対し、当該指定施設支援に要した費用(知的障害者通勤寮支援に要する費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「通勤寮支援日常生活費」という。))を除く。)について、施設訓練等支援費を支給する。

2 施設訓練等支援費の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 知的障害者施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用(通勤寮支援

(通勤寮支援日常生活費)

第20条 法第15条の11第1項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 食材料費

二 被服費

三 日用品費

四 その他指定施設支援(法第15条の11第1項に規定する指定施設支援をいう。)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

日常生活費を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額(その額が現に当該指定施設支援に要した費用(通勤寮支援日常生活費を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額)

二 知的障害者又はその扶養義務者の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

3 厚生労働大臣は、前項第1号の厚生労働大臣が定める基準を定めるに当たっては、知的障害者の障害の程度に応じ、厚生労働省令で定める区分(次条及び第15条の13において「知的障害程度区分」という。)を考慮するものとする。

(施設訓練等支援費の支給の手続)

第15条の12 18歳以上の知的障害者は、前条第1項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けようとするときは、知的障害者施設支援の種類ごとに、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

(施設訓練等支援費の支給の申請等)

第21条 法第15条の12第1項の規定により施設訓練等支援費の支給の申請をしようとする知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 施設訓練等支援費の支給の状況
- 三 居宅生活支援費の支給の状況
- 四 当該申請に係る知的障害者施設支援の具体的内容
- 五 扶養義務者の氏名、住所及び申請者との続柄

2 市町村は、前項の申請が行

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
    - 一 法第15条の11第2項第2号に掲げる額（以下「施設利用者負担額」という。）の算定のために必要な事項に関する書類
    - 二 現に施設支給決定（法第15条の12第3項に規定する施設支給決定をいう。以下同じ。）を受けている場合には、当該施設受給者証（同条第5項に規定する施設受給者証をいう。以下同じ。）
  - 3 市町村は、前2項に規定するもののほか、次条第1号に掲げる事項を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。
  - 4 施設支給決定知的障害者（法第15条の12第5項に規定する施設支給決定知的障害者をいう。以下同じ。）は、毎年、第2項第1号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。
  - 5 前項の書類の提出を受けた市町村は、施設利用者負担額を変更する必要があると認めるときは、施設支給決定知的障害者に対し施設受給者証の提出を求めるものとする。
  - 6 前項の規定により施設受給者証の提出を受けた市町村は、施設受給者証に必要な事項を記載し、これを当該施設支給決定知的障害者に返還するものとする。  
（法第15条の12第2項に規定する厚生労働省令で定める事項）
- 第22条 法第15条の12第2項に

われたときは、当該申請を行つた知的障害者の障害の程度、当該知的障害者の介護を行う者の状況、当該知的障害者の施設訓練等支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、施設訓練等支援費の支給の要否を決定するものとする。

- 3 前項の規定による支給の決定（以下「施設支給決定」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 施設訓練等支援費を支給する期間
  - 二 当該知的障害者の知的障害程度区分

規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 施設訓練等支援費の支給の申請を行つた知的障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- 二 当該知的障害者の介護を行う者の状況
- 三 当該知的障害者の施設訓練等支援費の受給の状況
- 四 当該知的障害者の居宅生活支援費の受給の状況
- 五 当該知的障害者の知的障害者施設支援及び知的障害者居宅支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- 六 当該知的障害者の知的障害者施設支援の利用に関する意向の具体的内容
- 七 当該知的障害者の置かれている環境
- 八 当該申請に係る知的障害者施設支援の提供体制の整備の状況

（施設利用者負担額の通知）

第23条 市町村は、施設支給決定を行つたときは、施設利用者負担額を、施設支給決定知的障害者及びその扶養義務者に通知しなければならない。施設利用者負担額を変更した場合も、同様とする。

（法第15条の12第4項に規定する厚生労働省令で定める期間

4 前項第1号の期間は、知的障害者施設支援の種類ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。

(施設受給者証の再交付)

第6条 市町村は、施設受給者証を破り、汚し、又は失つた施設支給決定知的障害者から、施設支給決定期間内において、施設受給者証の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、施設受給者証を交付しなければならない。

)

第24条 法第15条の12第4項に規定する厚生労働省令で定める期間は、施設支給決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と3年間を合算して得た期間とする。

2 施設支給決定を行つた日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、3年間を法第15条の12第4項に規定する厚生労働省令で定める期間とする。

(施設受給者証の交付)

第25条 市町村は、法第15条の12第3項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載して施設受給者証を交付するものとする。

- 一 施設支給決定知的障害者の氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 扶養義務者の氏名及び居住地
- 三 交付の年月日及び施設受給者証番号
- 四 施設利用者負担額
- 五 その他市町村が必要と認める事項

(施設受給者証の再交付)

第26条 令第6条の規定により施設受給者証の再交付の申請をしようとする施設支給決定知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 再交付申請の理由

2 施設受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その施設受給者証を添えなければならない。

- 5 市町村は、施設支給決定をしたときは、当該施設支給決定を受けた18歳以上の知的障害者（以下「施設支給決定知的障害者」という。）に対し、厚生労働省令の定めるところにより、第3項各号に掲げる事項を記載した受給者証（以下「施設受給者証」という。）を交付しなければならない。
- 6 前項に定めるもののほか、施設受給者証に関し必要な事項は、政令で定める。
- 7 指定施設支援を受けようとする施設支給決定知的障害者は、厚生労働省令の定めるところにより、指定知的障害者更生施設等に施設受給者証を提示して当該指定施設支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
- 8 施設支給決定知的障害者が指定知的障害者更生施設等から指定施設支援を受けたとき（当該施設支給決定知的障害

（厚生労働省令への委任）

第7条 この政令に定めるもののほか、居宅受給者証及び施設受給者証について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

- 3 施設受給者証の再交付を受けた後、失った施設受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

（準用）

第27条 第15条の規定は、法第15条の12第11項において準用する法第15条の6第11項の規定による支払に関する事務について準用する。

者が当該指定知的障害者更生施設等に施設受給者証を提示したときに限る。)は、市町村は、当該施設支給決定知的障害者が当該指定知的障害者更生施設等に支払うべき当該指定施設支援に要した費用(通勤寮支援日常生活費を除く。)について、施設訓練等支援費として当該施設支給決定知的障害者に支給すべき額の限度において、当該施設支給決定知的障害者に代わり、当該指定知的障害者更生施設等に支払うことができる。

9 前項の規定による支払があつたときは、施設支給決定知的障害者に対し施設訓練等支援費の支給があつたものとみなす。

10 市町村は、指定知的障害者更生施設等から施設訓練等支援費の請求があつたときは、前条第2項各号の市町村長が定める基準及び第15条の26に規定する指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(指定施設支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。

11 第15条の6第11項の規定は、前項の規定による支払に関する事務について準用する。

(知的障害程度区分の変更)

第15条の13 施設支給決定知的障害者は、その知的障害程度区分を変更する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に対し、当該知的障害程度区分の変更の申請をすることができる。

(知的障害程度区分の変更の申請)

第28条 法第15条の13第1項の規定により知的障害程度区分(法第15条の11第3項に規定する知的障害程度区分をいう。以下同じ。)の変更の申請をしようとする施設支給決定知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない

2 市町村は、前項の申請又は職権により、前条第2項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、施設支給決定知的障害者につき、必要があると認めるときは、その知的障害程度区分の変更の決定をすることができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る施設支給決定知的障害者に対し施設受給者証の提出を求めるものとする。

3 市町村は、前項の決定を行った場合には、施設受給者証に当該決定に係る知的障害程度区分を記載し、これを返還するものとする。

(施設支給決定の取消し)

第15条の14 施設支給決定を行った市町村は、次に掲げる場

- 。一 氏名、性別、居住地、生年月日及び施設受給者証番号
- 二 現に受けている施設支給決定に係る知的障害程度区分
- 三 当該申請に係る知的障害者施設支援の具体的内容
- 四 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由

(施設受給者証の提出を求める場合の手続)

第29条 市町村は、法第15条の13第2項の規定により知的障害程度区分の変更の決定を行ったときは、次に掲げる事項を書面により施設支給決定知的障害者に通知し、施設受給者証の提出を求めるものとする。

- 一 法第15条の13第2項の規定により知的障害程度区分の変更の決定を行った旨
- 二 施設受給者証を提出する必要がある旨
- 三 施設受給者証の提出先及び提出期限

2 前項の施設支給決定知的障害者の施設受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

(施設受給者証の返還を求める場合の手続)

第30条 市町村は、法第15条の14第1項の規定により施設支

合には、当該施設支給決定を取り消さなければならない。

一 施設支給決定知的障害者が、指定施設支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 施設支給決定知的障害者が、施設支給決定期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

2 前項の規定により施設支給決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、当該取消しに係る施設支給決定知的障害者に対し施設受給者証の返還を求めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(文書の提出等)

給決定の取消しを行つたときは、次に掲げる事項を書面により施設支給決定知的障害者に通知し、施設受給者証の返還を求めるものとする。

一 法第15条の14第1項の規定により施設支給決定の取消しを行つた旨

二 施設受給者証を返還する必要がある旨

三 施設受給者証の返還先及び返還期限

2 前項の施設支給決定知的障害者の施設受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。  
(知的障害者更生相談所の判定)

第31条 市町村は、居宅支給決定、支給量の変更若しくは居宅支給決定の取消し又は施設支給決定、知的障害程度区分の変更若しくは施設支給決定の取消しを行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所(法第9条第4項に規定する知的障害者更生相談所をいう。)の判定を求めるものとする。

第15条の15 市町村は、居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支給に関して必要があると認めるときは、居宅支給決定知的障害者若しくは施設支給決定知的障害者又は知的障害者居宅支援若しくは知的障害者施設支援を担当する者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(厚生労働省令への委任)

第15条の16 この款に定めるもののほか、居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第2款 指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等

(指定居宅支援事業者の指定)

第15条の17 第15条の5第1項の指定は、厚生労働省令の定めるところにより、知的障害者居宅支援を行う事業(以下この条において「知的障害者居宅支援事業」という。)を行う者の申請により、知的障害者居宅支援の種類及び知的障害者居宅支援事業を行う事業所(以下この款において「事業所」という。)ごとに行う。

(指定居宅介護事業者に係る指定の申請)

第32条 法第15条の17第1項の規定により知的障害者居宅介護に係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその

代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等

五 事業所の平面図

六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所

七 運営規程

八 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

(指定デイサービス事業者に係る指定の申請)

第33条 法第15条の17第1項の規定により知的障害者デイサービスに係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等

五 事業所の平面図及び設備

の概要

六 事業所の管理者の氏名、  
経歴及び住所

七 運営規程

八 利用者からの苦情を解決  
するために講ずる措置の概  
要

九 当該申請に係る事業に係  
る従業者の勤務の体制及び  
勤務形態

十 当該申請に係る事業に係  
る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に  
係る居宅生活支援費の請求  
に関する事項

十二 その他指定に関し必要  
と認める事項

(指定短期入所事業者に係る指  
定の申請)

第34条 法第15条の17第1項の  
規定により知的障害者短期入  
所に係る指定居宅支援事業者  
の指定を受けようとする者は  
、次に掲げる事項を記載した  
申請書又は書類を、当該申請  
に係る事業所の所在地を管轄  
する都道府県知事に提出しな  
なければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる  
事務所の所在地並びにその  
代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開  
始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為  
等及びその登記簿の謄本又  
は条例等

五 事業所の種別(知的障害  
者福祉法に基づく指定居宅  
支援事業者等の人員、設備  
及び運営に関する基準(平  
成14年厚生労働省令第80号  
。以下「指定居宅支援等基  
準」という。)第65条第1  
項に規定する併設事業所(

次号及び第7号において「併設事業所」という。)又は同条第2項の規定の適用を受ける施設の別をいう。)

六 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあつては、指定居宅支援等基準第67条第2項に規定する併設本体施設の平面図を含む。)並びに設備の概要

七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数、指定居宅支援等基準第65条第2項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所者の定員

八 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

九 運営規程

十 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 指定居宅支援等基準第76条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十四 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

(指定知的障害者地域生活援助事業者に係る指定の申請)

第35条 法第15条の17第1項の規定により知的障害者地域生

活援助に係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等
- 五 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- 八 運営規程
- 九 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定居宅支援等基準第95条において準用する同令第76条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十三 指定居宅支援等基準第93条の知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要
- 十四 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項
- 十五 その他指定に関し必要と認める事項

( 指定居宅支援事業者の名称等  
の変更の届出等 )

第36条 指定居宅支援事業者は、次の各号に掲げる指定居宅支援事業者が行う知的障害者居宅支援の種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 知的障害者居宅介護 第32条第1号、第2号、第4号  
( 当該指定に係る事業に関するものに限る。 ) から第7号まで及び第11号に掲げる事項

二 知的障害者デイサービス 第33条第1号、第2号、第4号  
( 当該指定に係る事業に関するものに限る。 ) から第7号まで及び第11号に掲げる事項

三 知的障害者短期入所 第34条第1号、第2号、第4号  
( 当該指定に係る事業に関するものに限る。 ) から第9号まで、第13号及び第14号に掲げる事項 ( 第7号に掲げるものについては、指定居宅支援等基準第65条第2項の規定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。 )

四 知的障害者地域生活援助 前条第1号、第2号、第4号  
( 当該指定に係る事業に関するものに限る。 )、第5号、第7号、第8号及び第12号から第14号までに掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項第2号、第3号及び第4号に掲げる知的障害者居宅支援の利

- 2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定居宅支援事業者の指定をしてはならない。
- 一 申請者が法人でないとき。
  - 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに員数が、第15条の19第1項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。
  - 三 申請者が、第15条の19第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な知的障害者居宅支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (指定居宅支援事業者の責務)

用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該知的障害者居宅支援に係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

- 3 指定居宅支援事業者は、当該指定居宅支援の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次に掲げる事項を当該指定居宅支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 廃止、休止又は再開した年月日
  - 二 廃止又は休止した場合にあつては、その理由
  - 三 廃止又は休止した場合にあつては、現に指定居宅支援を受けていた者に対する措置
  - 四 休止した場合にあつては、休止の予定期間

第15条の18 指定居宅支援事業者は、知的障害者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅支援を提供するとともに、自らその提供する指定居宅支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

(指定居宅支援の事業の基準)

第15条の19 指定居宅支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定居宅支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 指定居宅支援事業者は、厚生労働省令で定める指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定居宅支援を提供しなければならない。

(変更の届出等)

第15条の20 指定居宅支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定居宅支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令の定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第15条の21 都道府県知事は、居宅生活支援費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅支援事業者若しくは指定居宅支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者(以下この項において「指定居

宅支援事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定居宅支援事業者の当該指定に係る事業所について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し)

第15条の22 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅支援事業者に係る第15条の5第1項の指定を取り消すことができる。

一 指定居宅支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は員数について、第15条の19第1項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

二 指定居宅支援事業者が、第15条の19第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅支援の事業の運営をすることが

できなくなつたとき。

三 居宅生活支援費の請求に関し不正があつたとき。

四 指定居宅支援事業者が、前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定居宅支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六 指定居宅支援事業者が、不正の手段により指定居宅支援事業者の指定を受けたとき。

2 市町村は、居宅生活支援費の支給に係る指定居宅支援を行つた指定居宅支援事業者について、前項第2号又は第3号に該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知することができる。

（公示）

第15条の23 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 指定居宅支援事業者の指定をしたとき。

二 第15条の20の規定による届出（同条の厚生労働省令

で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があつたとき。

三 前条第1項の規定により指定居宅支援事業者の指定を取り消したとき。

(指定知的障害者更生施設等の指定)

第15条の24 第15条の11第1項の指定は、厚生労働省令の定めるところにより、知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮(以下「知的障害者更生施設等」という。)であつて、その設置者の申請があつたものについて行う。

(指定知的障害者更生施設等に係る指定の申請)

第37条 法第15条の24第1項の規定により指定知的障害者更生施設等(法第15条の11第1項に規定する指定知的障害者更生施設等をいう。次条において同じ。)の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 施設の名称及び設置の場所
- 二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 設置者の定款及びその登記簿の謄本又は条例等
- 五 併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要
- 六 施設の管理者の氏名及び住所
- 七 運営規程
- 八 入所者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十 指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定知的障害者更生施設等の指定をしてはならない。

一 申請者が地方公共団体又は社会福祉法人でないとき。

二 申請者が、第15条の26に規定する指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な知的障害者更生施設等の運営をすることができないと認められるとき。

(指定知的障害者更生施設等の設置者の責務)

第15条の25 指定知的障害者更生施設等の設置者は、入所者の心身の状況等に応じて適切

令81号)第35条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十一 当該申請に係る事業に係る施設訓練等支援費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

(指定知的障害者更生施設等の設置者の住所等の変更の届出)

第38条 指定知的障害者更生施設等の設置者は、前条第1号から第7号まで及び第11号に掲げる事項(第4号に掲げるものについては、当該指定に係る事業に関するものに限る。)に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定知的障害者更生施設等の設置の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

な知的障害者施設支援を提供するとともに、自らその提供する指定施設支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定施設支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

(指定知的障害者更生施設等の基準)

第15条の26 指定知的障害者更生施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。

(変更の届出)

第15条の27 指定知的障害者更生施設等の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令の定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第15条の28 都道府県知事は、施設訓練等支援費の支給に関して必要があると認めるときは、指定知的障害者更生施設等の設置者若しくはその長その他の従業者(以下この項及び第15条の30において「指定施設設置者等」という。)である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは指定知的障害者更生施設等について設備若しく

は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第15条の21第2項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(指定の辞退)

第15条の29 指定知的障害者更生施設等は、3月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(指定の取消し)

第15条の30 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定知的障害者更生施設等に係る第15条の11第1項の指定を取り消すことができる。

一 指定知的障害者更生施設等の設置者が、第15条の26に規定する指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従つて当該施設の適正な運営をすることができなくなつたとき。

二 施設訓練等支援費の請求に関し不正があつたとき。

三 指定施設設置者等が、第15条の28第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 指定施設設置者等が、第15条の28第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(当該指定知的障害者更生施設等の従業者がその行為をした場合におい

て、その行為を防止するため、当該指定知的障害者更生施設等の設置者又はその長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 )。

五 指定知的障害者更生施設等の設置者が、不正の手段により指定知的障害者更生施設等の指定を受けたとき。

2 市町村は、施設訓練等支援費の支給に係る指定施設支援を行つた指定知的障害者更生施設等について、前項第1号又は第2号に該当すると認めるときは、その旨を当該指定知的障害者更生施設等の所在地の都道府県知事に通知することができる。

( 公示 )

第15条の31 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 指定知的障害者更生施設等の指定をしたとき。

二 第15条の29の規定による指定知的障害者更生施設等の指定の辞退があつたとき。

三 前条第1項の規定により指定知的障害者更生施設等の指定を取り消したとき。

### 第3節 居宅介護、施設入所等の措置

( 居宅介護等 )

第15条の32 市町村は、知的障害者居宅支援を必要とする者が、やむを得ない事由により第15条の5又は第15条の7の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であ

( 知的障害者居宅介護に関する措置の基準 )

第8条 法第15条の32第1項に規定する措置のうち知的障害者居宅介護の措置は、当該知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれ

ると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、知的障害者居宅支援を提供し、又は当該市町村以外の者に知的障害者居宅支援の提供を委託することができる。

ている環境に応じて適切な知的障害者居宅介護を提供し、又は知的障害者居宅介護の提供を委託して行うものとする。

(知的障害者デイサービスに関する措置の基準)

第9条 法第15条の32第1項に規定する措置のうち知的障害者デイサービスの措置は、当該知的障害者又はその介護を行う者の自立の促進、生活の改善等を図ることができるよう、当該知的障害者又はその介護を行う者の障害その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な知的障害者デイサービスを提供することができる施設を選定して行うものとする。

(知的障害者短期入所に関する措置の基準)

第10条 法第15条の32第1項に規定する措置のうち知的障害者短期入所の措置は、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な知的障害者短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする。

(知的障害者地域生活援助に関する措置の基準)

第11条 法第15条の32第1項に規定する措置のうち知的障害者地域生活援助の措置は、当該知的障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な知的障害者地域生活援助を提供し、又は知的障害者地域生活援助の提供を委託して行うも

のとする。

2 市町村は、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託することができる。

(施設入所等の措置)

第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

一 (略)

二 やむを得ない事由により第15条の11の規定により施設訓練等支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する知的障害者更生施設等に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する知的障害者更生施設等若しくは心身障害者福祉協会の設置する福祉施設に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。

三 知的障害者の更生援護を職親(知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。)に委託すること。

2 市町村は、前項第2号又は第3号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には

(職親)

第39条 法第16条第1項第3号に規定する職親になることを希望する者は、居住地の市町村長にその旨を申し出なければならない。

、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならぬ。

(措置の解除に係る説明等)

第17条 市町村長は、第15条の32又は前条第1項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者又はその保護者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならぬ。ただし、当該措置に係る者又はその保護者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)

第17条の2 第15条の32又は第1

(法第17条に規定する厚生労働省令で定める場合)

第40条 法第17条に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該措置に係る者が市町村の区域又は福祉事務所の所管区域を超えて他の区域又は所管区域に居住地(居住地を有しないか、又は明らかでないときは、現在地)を移した場合とする。

(知的障害者居宅生活支援事業等に関する届出)

第41条 法第18条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～八 (略)

2 (略)

第42条 法第20条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 (略)

(身分を示す証明書の様式)

第43条 法第15条の21第2項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第1号のとおりとする。

2 法第15条の28第2項において準用する法第15条の21第2項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第2号のとおりとする。

3 法第21条の2第2項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第3号のとおりとする。

6条第1項の措置を解除する  
処分については、行政手続法  
(平成5年法律第88号)第3章  
(第12条及び第14条を除く。  
)の規定は、適用しない。

(受託義務)

第21条の4 知的障害者居宅生  
活支援事業を行う者又は知的  
障害者援護施設の設置者は、  
第15条の32第1項又は第16条  
第1項第2号の規定による委託  
を受けたときは、正当な理由  
がない限り、これを拒んでは  
ならない。

(知的障害者デイサービスセン  
ター)

第21条の5 知的障害者デイサ  
ービスセンターは、知的障害  
者デイサービスを提供するこ  
とを目的とする施設とする。

(知的障害者通勤寮)

第21条の8 知的障害者通勤寮  
は、就労している知的障害者  
に対し、居室その他の設備を  
利用させるとともに、独立及  
び自活に必要な助言及び指導  
を行うことを目的とする施設  
とする。

(市町村の支弁)

第22条 次に掲げる費用は、市  
町村の支弁とする。

- 一 第13条第2項の規定によ  
り市町村が設置する知的障  
害者福祉司に要する費用
- 一 の二 第15条の5又は第15  
条の7の規定により市町村  
が行う居宅生活支援費又は  
特例居宅生活支援費の支給  
に要する費用
- 一 の三 第15条の11の規定に  
より市町村が行う施設訓練  
等支援費の支給に要する費  
用
- 一 の四 第15条の32の規定に  
より市町村が行う行政措置

に要する費用

二 第16条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用

三 (略)

(都道府県の支弁)

第23条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第12条第1項の規定により都道府県が設置する知的障害者更生相談所に要する費用

二 第13条第1項の規定により都道府県が設置する知的障害者福祉司に要する費用

三 (略)

(都道府県の負担及び補助)

第25条 都道府県は、政令の定めるところにより、第22条の規定により市町村が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第22条第1号の3の費用(知的障害者通勤寮支援に係る施設訓練等支援費の支給に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。)及び同条第2号の費用(第16条第1項第2号の規定による行政措置(知的障害者通勤寮に係るものを除く。)に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。)のうち、福祉事務所を設置しない町村が行うものについては、その4分の1

二 第22条第1号の3の費用(第9条第1項に規定する居住地を有せず、又は居住地が明らかでない知的障害者(以下この条において「居住地不明知的障害者」という。))についての施設訓練等支援費の支給(知的障害者通勤寮支援に係るものを除

(都道府県又は国の負担)

第12条 法第25条第1項又は第26条第1項の規定による都道府県又は国の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第22条第3号又は第23条第3号に掲げる費用のうち知的障害者援護施設の設置に要する費用については、次に掲げる額の合計額

イ 当該知的障害者援護施設の用に供する建物の建築、買収又は改造を行おうとする時における建築費、買収費又は改造費を基準として厚生労働大臣が定める1平方メートル当たりの建築単価、買収単価又は改造単価に、厚生労働大臣が定める範囲内の当該建築、買収又は改造に係る延べ平方メートル数を乗じて得た額(その額が当該年度において現に当該建築、買収又は改造に要した費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入

く。)に要する費用に限る。  
。)及び第22条第2号の費用(第16条第1項第2号の規定により居住地不明知的障害者について市町村が行う行政措置(知的障害者通勤寮に係るものを除く。)に要する費用に限る。)については、その10分の5

三 第22条第3号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用については、その4分の1

2 都道府県は、政令の定めるところにより、第22条の規定により市町村が支弁した費用のうち、次に掲げるものについて補助することができる。

一 第22条第1号の2の費用(知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。)及び同条第1号の4の費用(知的障害者地域生活援助及び第15条の32第2項の行政措置に係る費用並びに次号に掲げる費用を除く。)については、その4分の1以内

二 第22条第1号の2の費用(第15条の5又は第15条の7の規定により居住地不明知的障害者について市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給(知的障害者地域生活援助に係るものを除く。)に要する費用に限る。)及び第22条第1号の4の費用(居住地不明知的障害者についての知的障害者地域生活援助に係る費用を除く。)については、その10分の5以内

の額を控除するものとする。  
。)を超えるときは、当該費用の額とする。)

ロ 厚生労働大臣が入所定員その他の事情を考慮して定める基準によつて算定した当該知的障害者援護施設の用に供する建物の建築、買収又は改造に伴い必要となる機械、器具その他の設備に要する費用の額(その額が当該年度において現に当該設備に要した費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)

二 法第22条第2号に掲げる法第16条第1項第2号の行政措置に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第22条第2号に掲げる費用(法第16条第1項第2号の行政措置に要する費用に限る。)の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)

三 法第22条第1号の3に掲げる法第15条の11第1項の施設訓練等支援費の支給に要する費用については、同条第2項第1号に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した費用の額(その

(国の負担及び補助)

第26条 国は、政令の定めるところにより、第22条又は第23条の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の10分の5を負担する。

一 第22条第1号の3の費用(知的障害者通勤寮支援に係るものを除く。)

二 第22条第2号の費用のうち、第16条第1項第2号の規定による行政措置(知的障害者通勤寮に係るものを除く。)に要する費用

三 第22条第3号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用

四 第23条第3号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用

2 国は、政令の定めるところにより、第22条の規定により市町村が支弁した費用のうち、同条第1号の2の費用(知的障害者地域生活援助に係るものを除く。)及び同条第1号の4の費用(第15条の32第1項の行政措置のうち、知的障害者地域生活援助の提供若しくは提供の委託に要する費用又は同条第2項の行政措置に要する費用を除く。)については、その2分の1以内を補助することができる。

額が当該年度において現に当該指定施設支援(同条第1項に規定する指定施設支援をいう。)に要した費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用の額とする。)から同条第2項第2号に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額を控除した額

(都道府県又は国の補助)

第13条 法第25条第2項又は第26条第2項の規定による都道府県又は国の補助は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第22条第1号の4に掲げる法第15条の32第1項の行政措置に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第22条第1号の4に掲げる費用(法第15条の32第1項の行政措置に要する費用に限る。)の額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第27条の規定による徴収金の額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額

二 法第22条第1号の2に掲げる費用のうち法第15条の5第1項の居宅生活支援費又は法第15条の7第1項の特例居宅生活支援費の支給に要する費用については、法第15条の5第2項第1号(法第15条の7第2項において準用する場合を含む。)に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した費用の

額（その額が当該年度において現に当該指定居宅支援（法第15条の5第1項に規定する指定居宅支援をいう。）又は当該基準該当居宅支援（法第15条の7第1項に規定する基準該当居宅支援をいう。）に要した費用（法第15条の5第1項に規定する特定費用を除く。）の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から法第15条の5第2項第2号（法第15条の7第2項において準用する場合を含む。）に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額を控除した額

（費用の徴収）

第27条 第15条の32又は第16条第1項第2号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

（準用規定）

第27条の2 社会福祉法第58条第2項から第4項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第2条第2項第4号の規定又は同法第3条第1項第4号及び第2項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

第27条の3 （略）

（不正利得の徴収）

第27条の4 市町村は、偽りその他不正の手段により居宅生

活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費（第28条において「居宅生活支援費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等（以下この項において「指定居宅支援事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支払を受けたときは、当該指定居宅支援事業者等に対し、その支払った額を返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 前2項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。

（租税その他公課の非課税）

第27条の5 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

（受給権等の保護）

第28条 居宅生活支援費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（町村の一部事務組合等）

第29条 （略）

（大都市等の特例）

第30条 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下この

条において「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下この条において「中核市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

( 条例による過料 )

第32条 市町村は、条例で、第15条の8第2項後段若しくは第15条の9第2項の規定による住宅受給者証の提出若しくは返還又は第15条の13第2項後段若しくは第15条の14第2項の規定による施設受給者証の提出若しくは返還を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

( 大都市等の特例 )

第14条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、法

( 権限の委任 )

第44条 法第30条の3第1項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第2号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第14条第4号に規定する権限
- 二 法第30条の2第1項に規定する権限

( 町村の一部事務組合等 )

第45条 ( 略 )

( 大都市の特例 )

第46条 令第14条第1項の規定により、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)が知

	<p>第30条第1項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の30の3第1項から第5項までに定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>的障害者の福祉に関する事務を処理する場合には、第32条から第35条まで、第36条第1項及び第3項、第37条並びに第38条中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の市長」と読み替えるものとする。</p> <p>（中核市の特例）</p> <p>第47条 令第14条第2項の規定により、地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）が知的障害者の福祉に関する事務を処理する場合には、第32条から第35条まで、第36条第1項及び第3項、第37条並びに第38条中「都道府県知事」とあるのは、「中核市の市長」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1号（第43条関係） （略）</p> <p>別表第2号（第43条関係） （略）</p> <p>別表第3号（第43条関係） （略）</p>
--	---	--

児童福祉法関係（平成15年4月1日施行分）

法 律	施 行 令	施 行 規 則
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 福祉の保障</p> <p>第1節 療育の指導、医療の給付等（第19条 - 第21条の9）</p> <p>第2節 居宅生活の支援</p> <p>第1款 居宅生活支援費の支給（第21条の10 - 第21条の24）</p> <p>第2款 居宅介護の措置等（第21条の25）</p> <p>第3款 放課後児童健全育成事業（第21条の26）</p> <p>第3節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所（第22条 - 第24条）</p> <p>第4節 要保護児童の保護措置等（第25条 - 第33条の8）</p> <p>第5節 雑則（第34条・第34条の2）</p> <p>第3章・第4章（略）</p> <p>第5章 雑則（第56条の6 - 第62条の3）</p> <p>附則</p> <p>第6条の2 この法律で、児童居宅支援とは、児童居宅介護、児童デイサービス及び児童短期入所をいう。</p> <p>この法律で、児童居宅介護とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童（以</p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 福祉の保障（第8条の2 - 第9条の13）</p> <p>第3章～第5章（略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 厚生労働省令で定める便宜等（第1条 - 第1条の5）</p> <p>第1章の2 児童福祉司（第1条の6）</p> <p>第1章の3（略）</p> <p>第2章 福祉の保障（第7条 - 第36条）</p> <p>第3章～第6章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>第1章 厚生労働省令で定める便宜等</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第百64号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規</p>

下「障害児」という。)であつて日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の家庭において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

この法律で、児童デイサービスとは、障害児につき、肢体不自由児施設、知的障害児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

この法律で、児童短期入所とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において介護を受けることが一時的に困難となつた障害児につき、肢体不自由児施設、知的障害児施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間の入所をさせ、必要な保護を行うことをいう。

この法律で、児童居宅生活支援事業とは、児童居宅介護等事業、児童デイサービス事

定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助とする。

第1条の2 法第6条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める施設は、肢体不自由児施設、知的障害児施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

第1条の3 法第6条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練の実施とする。

第1条の4 法第6条の2第4項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設又は特定身体障害者授産施設（同法第5条第5項に規定する特定身体障害者授産施設をいう。）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設（同法第5条第4項に規定する特定知的障害者授産施設をいう。）その他法第6条の2第4項の規定に基づく短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設とする。

業及び児童短期入所事業をいう。

この法律で、児童居宅生活支援事業等とは、児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、障害児相談支援事業及び児童自立生活援助事業をいう。

この法律で、児童居宅介護等事業とは、児童居宅介護に係る第21条の10第1項の居宅生活支援費の支給若しくは第21条の12第1項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第21条の25第1項の措置に係る者につき児童居宅介護を提供する事業をいう。

この法律で、児童デイサービス事業とは、児童デイサービスに係る第21条の10第1項の居宅生活支援費の支給若しくは第21条の12第1項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第21条の25第1項の措置に係る者につき児童デイサービスを提供する事業をいう。

この法律で、児童短期入所事業とは、児童短期入所に係る第21条の10第1項の居宅生活支援費の支給若しくは第21条の12第1項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第21条の25第1項の措置に係る者につき児童短期入所を提供する事業をいう。

～ (略)

第1条 児童福祉法（以下「法」という。）第6条の2第12項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない

第1条の5 法第6条の2第10項に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による主として居宅において日常生活を営む身体に障害のある児童若しくは知的障害のある児童（以下この条において「障害児」という。）又はその保護者に係る状況の把握、同

## 第2章 福祉の保障

### 第1節 療育の指導、 医療の給付等

第19条～第21条の9 (略)

### 第2節 居宅生活の支 援

#### 第1款 居宅生活支 援費の支給

第21条の10 市町村は、次条第5項に規定する居宅支給決定保護者が、同条第3項の規定により定められた同項第1号の期間（以下「居宅支給決定期間」という。）内において、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅支援事業者」という。）に児童居宅支援の利用の申込みを行い、当該指定居宅支援事業者から当該指定に係る児童居宅支援（以下「指定居宅支援」という。）を受けたときは、当該居宅支給決定保護者に対し、当該指定居宅支援（同項の規定により定められた同項第2号に規定する量の範囲内のものに

項に規定する情報の提供及び助言並びに指導、障害児又は保護者と市町村、児童相談所、児童居宅生活支援事業を行う者、児童福祉施設等との連絡及び調整その他の障害児又は保護者に必要な援助とする。

第1条の6 法第11条第1項第5号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～七 (略)

## 第2章 福祉の保障

## 第2章 福祉の保障

第19条 法第21条の10第1項に規定する児童デイサービスに係る厚生労働省令で定める費用は、児童デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるものとする。

法第21条の10第1項に規定する児童短期入所に係る厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 食材料費
- 二 日用品費
- 三 その他児童短期入所において提供される便宜に要す

限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用(児童デイサービスに要した費用における日常生活又は創作的活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び児童短期入所に要した費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定費用」という。)を除く。)について、居宅生活支援費を支給する。

る費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

第20条 法第21条の11第1項の規定により居宅生活支援費の支給の申請をしようとする障害児(法第6条の2第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。)の保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 居宅生活支援費の受給の状況
- 三 当該申請に係る児童居宅支援の具体的内容
- 四 障害児の扶養義務者の氏名、住所及び障害児との続柄

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法第21条の10第2項第2号に掲げる額(以下「居宅利用者負担額」という。)の算定のために必要な事項に関する書類
- 二 現に居宅支給決定(法第21条の11第3項に規定する居宅支給決定をいう。以下同じ。)を受けている場合には、当該居宅受給者証(同条第5項に規定する居宅受給者証をいう。以下同じ。)

市町村は、前2項に規定するもののほか、次条第1号に掲げる事項を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

居宅生活支援費の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 児童居宅支援の種類ごとに当該指定居宅支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が現に当該指定居宅支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定居宅支援に要した費用の額）

二 障害児又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

第21条の11 障害児の保護者は、前条第1項の規定により居宅生活支援費の支給を受けようとするときは、児童居宅支援の種類ごとに、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

市町村は、前項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度、当該障害児の保護者の状況、当該障害児の居宅生活支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、居宅生活支援費の支給の要否を決定するものとする。

第21条 法第21条の11第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 居宅生活支援費の支給の申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- 二 当該障害児の保護者の状況
- 三 当該障害児の保護者の居

前項の規定による支給の決定（以下「居宅支給決定」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 居宅生活支援費を支給する期間
- 二 児童居宅支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において居宅生活支援費（次条第1項に規定する特例居宅生活支援費を含む。）を支給する指定居宅支援（同項に規定する基準該当居宅支援を含む。）の量（次条第1項及び第21条の13において「支給量」という。）

前項第1号の期間は、児童居宅支援の種類ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。

宅生活支援費の受給の状況  
四 当該障害児の保護者の児童居宅支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

五 当該障害児の保護者の児童居宅支援の利用に関する意向の具体的内容

六 当該障害児の置かれている環境

七 当該申請に係る児童居宅支援の提供体制の整備の状況

第21条の2 市町村は、居宅支給決定を行つたときは、居宅利用者負担額を、居宅支給決定保護者（法第21条の11第5項に規定する居宅支給決定保護者をいう。以下同じ。）及び障害児の扶養義務者に通知しなければならない。

第21条の3 法第21条の11第3項第2号に規定する厚生労働省令で定める期間は、1月間とする。

第21条の4 法第21条の11第4項に規定する厚生労働省令で定める期間は、居宅支給決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と1年間を合算して得た期間とする。

市町村は、居宅支給決定をしたときは、当該居宅支給決定を受けた障害児の保護者（以下「居宅支給決定保護者」という。）に対し、厚生労働省令の定めるところにより、第3項各号に掲げる事項を記載した受給者証（以下「居宅受給者証」という。）を交付しなければならない。

第9条の2 居宅受給者証（法第21条の11第5項に規定する居宅受給者証をいう。以下この条及び次条において同じ。）の交付を受けた居宅支給決定保護者（同項に規定する居宅支給決定保護者をいう。第3項及び次条において同じ。）は、居宅支給決定期間（法第21条の10第1項に規定する居宅支給決定期間をいう。第3項及び次条において同じ。）内において、氏名を変更したとき、又は同一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内において居住地を移したときは、14日以内に、居宅受給者証を添えて、市町村にその旨を届け出なければならない。

前項の規定による届出があつたときは、その市町村は、

居宅支給決定を行つた日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、1年間を法第21条の11第4項に規定する厚生労働省令で定める期間とする。

第21条の5 市町村は、法第21条の11第3項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載して居宅受給者証を交付するものとする。

- 一 居宅支給決定保護者の氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 障害児の氏名、性別及び生年月日
- 三 障害児の扶養義務者の氏名及び住所
- 四 交付の年月日及び居宅受給者証番号
- 五 居宅利用者負担額
- 六 その他市町村が必要と認める事項

その居宅受給者証にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

居宅受給者証の交付を受けた居宅支給決定保護者は、居宅支給決定期間内において、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、居宅受給者証を添えて、旧居住地の市町村にその旨を届け出なければならない。

前項に定めるもののほか、居宅受給者証に関し必要な事項は、政令で定める。

指定居宅支援を受けようとする居宅支給決定保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示して当該指定居宅支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

居宅支給決定保護者が指定居宅支援事業者から指定居宅支援を受けたとき（当該居宅支給決定保護者が当該指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示したときに限る。）は、市町村は、当該居宅支給決定保護者が当該指定居宅支援事業者に支払うべき当該指定居宅支援に要した費用（特定費用を除く。）について、居宅生活支援費として当該居宅支給決定保護者に支給すべき額の限度において、当該居宅支給決定保護者に代わり、当該指定居宅支援事業者に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、居宅支給決定保護者に対し居宅生活支援費の支給があつたものとみなす。

市町村は、指定居宅支援事業者から居宅生活支援費の請求があつたときは、前条第2項各号の市町村長が定める基準及び第21条の19第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準（指定居宅支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

市町村は、前項の規定による支払に関する事務を社会福祉法第110条に規定する都道

第9条の3 市町村は、居宅受給者証を破り、汚し、又は失つた居宅支給決定保護者から、居宅支給決定期間内において、居宅受給者証の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、居宅受給者証を交付しなければならない。

第21条の6 令第9条の3の規定により居宅受給者証の再交付の申請をしようとする居宅支給決定保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地及び生年月日

二 再交付申請の理由

居宅受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その居宅受給者証を添えなければならない。

居宅受給者証の再交付を受けた後、失つた居宅受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

第21条の7 居宅支給決定保護者は、指定居宅支援（法第21条の10第1項に規定する指定居宅支援をいう。第21条の17第3項において同じ。）を受けるに当たっては、その都度、指定居宅支援事業者（法第21条の10第1項に規定する指定居宅支援事業者をいう。以下同じ。）に対して居宅受給者証を提示しなければならない。

第21条の8 法第21条の11第11項に規定する厚生労働省令で定める法人は、営利を目的と

府県社会福祉協議会その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

第21条の12 市町村は、居宅支給決定保護者が、居宅支給決定期間内において、指定居宅支援以外の児童居宅支援（指定居宅支援の事業に係る第21条の19第1項の厚生労働省令で定める基準及び同条第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当居宅支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、当該基準該当居宅支援（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、特例居宅生活支援費を支給することができる。

第21条の10第2項の規定は、特例居宅生活支援費について準用する。

第21条の13 居宅支給決定保護者は、支給量を変更する必要

しない法人であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

一 当該法人が法第21条の11第10項の規定による支払に関する事務（次号において「受託事務」という。）を実施するに足る人員及び財政的基礎を有するものであること。

二 当該法人が受託事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて受託事務が不公正になるおそれがないものであること。

第21条の9 特例居宅生活支援費の支給を受けようとする居宅支給決定保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地、生年月日及び居宅受給者証番号

二 法第21条の12第2項において準用する法第21条の10第2項に規定する特例居宅生活支援費の額

前項の申請書には、同項第2号に掲げる額を明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

第21条の10 法第21条の13第1項の規定により支給量（法第

があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に対し、当該支給量の変更の申請をすることができる。

市町村は、前項の申請又は職権により、第21条の11第2項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、居宅支給決定保護者につき、必要があると認めるときは、支給量の変更の決定をすることができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る居宅支給決定保護者に対し居宅受給者証の提出を求めるものとする。

市町村は、前項の決定を行った場合には、居宅受給者証に当該決定に係る支給量を記載し、これを返還するものとする。

第21条の14 居宅支給決定を行った市町村は、次に掲げる場

21条の11第3項第2号に規定する支給量をいう。以下同じ。  
)の変更の申請をしようとする居宅支給決定保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、居住地、生年月日及び居宅受給者証番号
- 二 居宅生活支援費の受給の状況
- 三 当該申請に係る児童居宅支援の具体的内容
- 四 障害児の心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由

第21条の11 市町村は、法第21条の13第2項の規定により支給量の変更の決定を行ったときは、次に掲げる事項を書面により居宅支給決定保護者に通知し、居宅受給者証の提出を求めるものとする。

- 一 法第21条の13第2項の規定により支給量の変更の決定を行った旨
- 二 居宅受給者証を提出する必要がある旨
- 三 居宅受給者証の提出先及び提出期限

前項の居宅支給決定保護者の居宅受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

第21条の12 市町村は、法第21条の14第1項の規定により居

合には、当該居宅支給決定を取り消さなければならない。

一 居宅支給決定に係る障害児が、指定居宅支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 居宅支給決定保護者が、居宅支給決定期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

前項の規定により居宅支給決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、当該取消しに係る居宅支給決定保護者に対し居宅受給者証の返還を求めるものとする。

前2項に定めるもののほか、居宅支給決定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第21条の15 市町村は、居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費の支給に関して必要があると認めるときは、居宅支給決定保護者又は児童居宅支援を担当する者に対し、文書その他の物件の提出若しく

宅支給決定の取消しを行つたときは、次に掲げる事項を書面により居宅支給決定保護者に通知し、居宅受給者証の返還を求めるものとする。

一 法第21条の14第1項の規定により居宅支給決定の取消しを行つた旨

二 居宅受給者証を返還する必要がある旨

三 居宅受給者証の返還先及び返還期限

前項の居宅支給決定保護者の居宅受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

第21条の13 市町村は、居宅支給決定、支給量の変更又は居宅支給決定の取消しを行うに当たつて、特に医学的、心理学的、教育学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めるものとする。

は提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

第21条の16 第21条の10から前条までに定めるもののほか、居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第21条の17 第21条の10第1項の指定は、厚生労働省令の定めるところにより、児童居宅生活支援事業を行う者の申請により、児童居宅支援の種類及び児童居宅生活支援事業を行う事業所（以下この款において「事業所」という。）ごとに行う。

第21条の14 法第21条の17第1項の規定により児童居宅介護に係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所
- 七 運営規程
- 八 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

第21条の15 法第21条の17第1項の規定により児童デイサービスに係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等

五 事業所の平面図及び設備の概要

六 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

七 運営規程

八 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

第21条の16 法第21条の17第1項の規定により児童短期入所に係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、

次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等
- 五 事業所の種別（児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第82号。以下「指定居宅支援等基準」という。）第65条第1項に規定する併設事業所（次号及び第7号において「併設事業所」という。）又は同条第2項の規定の適用を受ける施設の別をいう。）
- 六 建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあつては、指定居宅支援等基準第67条第2項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）並びに設備の概要
- 七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数、指定居宅支援等基準第65条第2項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所者の定員
- 八 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- 九 運営規程

十 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 指定居宅支援等基準第76条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十四 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

第21条の17 指定居宅支援事業者は、次の各号に掲げる指定居宅支援事業者が行う児童居宅支援の種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 児童居宅介護 第21条の14第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第7号まで及び第11号に掲げる事項

二 児童デイサービス 第21条の15第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第7号まで及び第11号に掲げる事項

三 児童短期入所 前条第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第9号まで、第13号及び第14号に掲げる事項（第7号に掲げるも

都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定居宅支援事業者の指定をしてはならない。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに員数が、第21条の19第1項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第21条の19第

のについては、指定居宅支援等基準第65条第2項の規定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。)

前項の届出であつて、同項第2号及び第3号に掲げる児童居宅支援の利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該児童居宅支援に係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

指定居宅支援事業者は、当該指定居宅支援の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次に掲げる事項を当該指定居宅支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止、休止又は再開した年月日
- 二 廃止又は休止した場合には、その理由
- 三 廃止又は休止した場合には、現に指定居宅支援を受けていた者に対する措置
- 四 休止した場合には、休止の予定期間

2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な児童居宅生活支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

第21条の18 指定居宅支援事業者は、障害児の心身の状況等に応じて適切な指定居宅支援を提供するとともに、自らその提供する指定居宅支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

第21条の19 指定居宅支援事業者は、当該指定に係る事業ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定居宅支援に従事する従業者を有しなければならない。

指定居宅支援事業者は、厚生労働省令で定める指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定居宅支援を提供しなければならない。

第21条の20 指定居宅支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定居宅支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令の定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第21条の21 都道府県知事は、居宅生活支援費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅支援事業者若しくは指定居宅支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る

事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定居宅支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定居宅支援事業者の当該指定に係る事業所について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第21条の22 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅支援事業者に係る第21条の10第1項の指定を取り消すことができる。

一 指定居宅支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は員数について、第21条の19第1項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

二 指定居宅支援事業者が、第21条の19第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅支援

第21条の18 法第21条の21第2項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第4号の3の2様式のとおりとする。

の事業の運営をすることができなくなつたとき。

三 居宅生活支援費の請求に関し不正があつたとき。

四 指定居宅支援事業者が、前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定居宅支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六 指定居宅支援事業者が、不正の手段により指定居宅支援事業者の指定を受けたとき。

市町村は、居宅生活支援費の支給に係る指定居宅支援を行つた指定居宅支援事業者について、前項第2号又は第3号に該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知することができる。

第21条の23 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 指定居宅支援事業者の指定をしたとき。

二 第21条の20の規定による届出（同条の厚生労働省令

で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があつたとき。

三 前条第1項の規定により指定居宅支援事業者の指定を取り消したとき。

第21条の24 市町村は、指定居宅支援に関し必要な情報の提供を行うとともに、その利用に関し相談に応じ、及び助言を行わなければならない。

市町村は、障害児又は当該障害児の保護者から求めがあつたときは、指定居宅支援の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、指定居宅支援事業者に対し、当該障害児の利用の要請を行うものとする。

指定居宅支援事業者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

#### 第2款 居宅介護の措置等

第21条の25 市町村は、児童居宅支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により第21条の10又は第21条の12の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該障害児につき、政令で定める基準に従い、児童居宅支援を提供し、又は当該市町村以外の者に児童居宅支援の提供を委託することができる。

第9条の4 法第21条の25第1項に規定する措置のうち児童居宅介護の措置は、当該障害児(法第6条の2第2項に規定する障害児をいう。以下この条において日常生活を営むことができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な児童居宅介護を提供し、又は児童居宅介護の提供を委託して行うものとする。

法第21条の25第1項に規定する措置のうち児童デイサービスの措置は、当該障害児が日常生活における基本的動作

を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な児童サービスを提供することができる施設を選定して行うものとする。

法第21条の25第1項に規定する措置のうち児童短期入所の措置は、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な児童短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする。

市町村は、日常生活を営むのに支障がある障害児について、その福祉を図るため必要があると認めるときは、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託することができる。

第3款 放課後児童  
健全育成事業

第21条の26 (略)

第3節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所

第22条～第24条 (略)

第4節 要保護児童の保護措置等

第25条の2 福祉事務所長は、

前条の規定による通告又は次条第1項第3号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第4項に規定する知的障害者福祉司(第27条第1項第2号において「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。

三 (略)

四 第21条の25の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

第26条 児童相談所長は、第25条の規定による通告を受けた児童(第25条の規定による通告を受けた児童委員が、第13条第2項の規定に基づきその状況を通知した児童を含む。)、前条第1号又は少年法(昭和23年法律第168号)第18条第1項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一～四 (略)

五 第21条の25の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

第9条の5 (略)

第9条の6 (略)

第9条の7 (略)

第9条の8 都道府県知事は、法第27条第1項第3号の規定により児童を里親又は保護受託者に委託する措置を採つた場合には、児童福祉司、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第4項に規定する知的障害者福祉司又は社会福祉主事のうち1人を指定して、里親又は保護受託者の家庭を訪問して、必要な指導をさせなければならない。

第9条の9 (略)

第9条の10 (略)

(略)

第9条の11 (略)

・ (略)

第9条の12 (略)

第9条の13 この政令で定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

第32条 (略)

都道府県知事又は市町村長は、第21条の6第1項の交付等の権限、第21条の10から第21条の15までの規定による権限、第21条の25の措置を採る権限又は保育の実施等の権限並びに第23条第1項ただし書及び第24条第1項ただし書に規定する保護の権限の全部又は一部を、それぞれその管理する福祉事務所の長に委任することができる。

第33条の4 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は保育の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は保育の実施の

解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は保育の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第21条の25、第23条本文、第25条の2第2号、第26条第1項第2号並びに第27条第1項第2号及び第9項の措置  
当該措置に係る児童の保護者

二～四 (略)

第33条の5 第21条の25、第22条、第23条本文、第25条の2第2号、第26条第1項第2号、第27条第1項第2号若しくは第3号、第2項若しくは第9項の措置を解除する処分又は第24条第1項の規定による保育の実施の解除については、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

第33条の8 (略)

#### 第5節 雑則

第34条の2 この法律に定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第34条の3 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童居宅生活支援事業等を行うことができる。

(略)

国及び都道府県以外の者は、児童居宅生活支援事業等を

廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第34条の4 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童居宅生活支援事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

・ (略)

第34条の5 都道府県知事は、児童居宅生活支援事業等を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第34条の6 児童居宅生活支援事業又は児童自立生活援助事業を行う者は、第21条の25第1項又は第27条第9項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第49条 この法律で定めるもののほか、児童居宅生活支援事業等及び放課後児童健全育成事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

第50条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

第12条 国、都道府県又は市町村の設置する児童福祉施設及び児童福祉施設の職員の養成施設は、法第49条の規定により、夫々厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が、これを管理する。

一～九（略）

第51条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一（略）

一之二 第21条の10又は第21条の12の規定により市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用

二 第21条の25の措置に要する費用

三～六（略）

第53条 国庫は、前条に規定するもののほか、第50条（第1号から第3号までを除く。）及び第51条（第1号の2、第2号及び第6号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その2分の1を負担する。

第53条の2 国庫は、第51条第1号の2の費用（児童デイサービスに係る費用を除く。）及び同条第2号の費用（児童デイサービス及び第21条の25第2項の措置に係る費用を除く。）に対しては、政令の定めるところにより、その2分の1以内を補助することができる。

第55条の2 都道府県は、第51条第1号の2の費用（児童デイサービスに係るものを除く。）及び同条第2号の費用（児童デイサービス及び第21条の25第2項の措置に係る費用を除く。）に対しては、政令の定めるところにより、その4分の1以内を補助することができる。

第56条（略）

第50条第5号から第6号まで及び第6号の3から第7号の2までに規定する費用を支弁した

第18条の2 法第53条の2又は法第55条の2の規定による国庫又は都道府県の補助は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第51条第1号の2に掲げる法第21条の10第1項の居宅生活支援費又は法第21条の12第1項の特例居宅生活支援費の支給に要する費用については、法第21条の10第2項第1号（法第21条の12第2項において準用する場合を含む。）に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した費用の額（その額が当該年度において現に当該指定居宅支援（法第21条の10第1項に規定する指定居宅支援をいう。）又は当該基準該当居宅支援（法第21条の12第1項に規定する基準該当居宅支援をいう。）に要した費用（法第21条の10第1項に規定する特定費用を除く

都道府県又は第51条第1号に規定する費用（業者に委託しないで補装具の交付又は修理が行われた場合における当該措置に要する費用に限る。）並びに同条第2号及び第3号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

～ （略）

。）の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。

）を超えるときは、当該費用の額とする。）から法第21条の10第2項第2号（法第21条の12第2項において準用する場合を含む。）に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額を控除した額

二 法第51条第2号に掲げる費用のうち法第21条の25第1項の措置に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第51条第2号に掲げる費用（法第21条の25第1項の措置に要する費用に限る。）の額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第56条第2項の規定による徴収金の額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額

第50条の2 令第18条の3第1項の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）

第50条の3 令第18条の3第2項の規定により、地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げ

## 第5章 雑則

第56条の6 地方公共団体は、児童の福祉を増進するため、第21条の10若しくは第21条の12の規定による居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費の支給、第21条の25又は第27条第1項若しくは第2項の規定による措置及び保育の実施等並びにその他の福祉の保障が適切に行われるように、相互に連絡及び調整を図らなければならない。

児童居宅生活支援事業等又は放課後児童健全育成事業を行う者及び児童福祉施設の設置者は、その事業を行い、又はその施設を運営するに当たっては、相互に連携を図りつつ、児童及びその家族からの相談に応ずることその他の地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならない。

第57条の2 市町村は、偽りその他不正の手段により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

市町村は、指定居宅支援事業者が、偽りその他不正の行為により居宅生活支援費の支払を受けたときは、当該指定居宅支援事業者に対し、その支払った額を返還させるほか、その返還させる額に100分

るものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。  
(略)

の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

前2項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。

第57条の3 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、これを課することができない。

居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

前項に規定するもののほか、この法律による支給金品は、既に支給を受けたものであるとないにかかわらず、これを差し押さえることができない。

第59条の4 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下本条中「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（略）

第62条の3 市町村は、条例で、第21条の13第2項後段又は第21条の14第2項の規定による居宅受給者証の提出又は返

還を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第19条の2 第9条の6の規定は、法第63条の2第1項又は第2項に規定する児童について、これらの規定により、満20歳に達した後においても、引き続きその者を児童福祉施設に在所させ、若しくは法第27条第2項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採る場合に準用する。法第63条の3に規定する措置を解除する場合においても、同様とする。

第4号の3様式（第13条関係）  
（略）

第4号の3の2様式（第21条の18  
関係）  
（略）